

2024 年度学士論文

大学における社会的責任

—日本の大学の課題と解決策—

2024 年 12 月 13 日

早稲田大学商学部 4 年

1F210627-9 野本侑利

はしがき

私が卒業論文のテーマとして「大学における社会的責任」を選んだきっかけは、大学生活の中で学びの意義を見出せないと感じたことから始まりました。入学当初は、大学において将来に役立つ力を身につけたいと考えていました。しかし、実際の授業ではその意義を実感できず、次第に大学での学びについて疑問を抱くようになりました。ちょうどその頃、ゼミを選ぶ時期になり、学びたいと思える教授のゼミに入ろうと思い、開講しているゼミの教授の著書を読みました。その際、谷本先生の著書「アカデミックな世界の作法」に出会い、「企業が新卒者に求めることと大学の教育のニーズが合致していない」という谷本先生の指摘に深く共感しました。谷本先生は、大学は狭く深い知識を身につけ、教授と生徒が双方向に関わり合い、その知識を実際に活かせる経験ができる場であるべきだと主張されています。この考えにとっても共感し、谷本ゼミを志望しました。

ゼミ活動では、CSR（企業の社会的責任）をテーマに、幅広い文献を読み、議論を重ね、基礎知識を深めました。また、台湾での環境リスクマネジメントに関する議論や、他大学との合同ゼミ、企業への提言活動など、さまざまな実践的な経験を積むことができました。これらの経験は、私が入学当初に抱いていた「学問を追求し、その過程で将来に役立つ力を身につけたい」という目標を実現する上で非常に貴重な経験であったと感じています。

ゼミでの2年間は、同期からのさまざまな刺激を受け、協力し合うことで成長できた期間だと感じます。卒業論文の執筆では、谷本ゼミを志望した原点であり、今まで学んできた「社会的責任」を生かせると思い、「大学の社会的責任」をテーマとしました。大学の変遷や現代社会が抱える問題を踏まえ、今後の課題について論じることで、より良い大学教育の在り方を探求していきたいと思っています。

最後に、このような貴重な経験を積む機会を与えてくださり、丁寧にご指導くださった谷本寛治先生に心から感謝申し上げます。また、お世話になった先輩後輩、そしてともに学び、議論を重ねてきた同期にも深く感謝させていただきます。卒業論文の執筆を通して得られた知識と経験を活かし、これからも学び続け、社会に貢献できる人材として成長していきたいと思っています。

2024年12月13日

野本侑利

目次

第1章 社会的責任を果たすことが求められている背景.....	1
第1節 企業における社会的責任（CSR）の広がり.....	1
第2節 大学における社会的責任（USR）の広がり.....	3
第2章 大学に求められている社会的責任.....	5
第1節 日本において求められている大学の社会的責任.....	5
(1) 日本私立大学連盟.....	5
第2節 海外において求められている大学の社会的責任.....	6
(1) PRME (Principles for Responsible Management Education)	6
(2) QS 大学ランキング (QS World University Rankings).....	7
(3) THE 大学ランキング (Times Higher Education)	9
第3章 日本の大学における社会的責任の現状と課題.....	13
第1節 持続可能な社会に向けた教育/研究の認知度の不足、実践的な教育の欠如	
13	
第2節 情報開示/説明責任に関する大学間のばらつき.....	18
第3節 外部機関との連携不足.....	19
第4章 日本の大学における社会的責任の課題と解決策.....	22
第1節 持続可能な社会に向けた教育/研究 の認知度不足、実践的な教育の欠如..	22
(1) 教員への実践的な学びの提供と IT を活用した情報共有	22

(2) 実践的な学びの提供と本質的なインターンシップ	26
第2節 情報開示/説明責任に関する大学間のばらつき	29
(1) 情報開示の統一化	30
(2) 情報開示と寄付金	31
(3) 情報開示の関心拡大	34
第3節 外部機関との連携不足	35
(1) 社会的責任の認識拡大	37
(2) 財源確保のための寄付金制度	38
第5章 大学における社会的責任	40
第1節 日本における大学の社会的責任と解決策	40
第2節 本論文の課題	41
文献一覧	43

第1章 社会的責任を果たすことが求められている背景

私が卒業論文のテーマとして「大学の社会的責任」を選んだのは、大学生活の中で学びの意義を見出せないと感じたことがきっかけである。入学当初は将来に役立つ力を身につけたいと考えていたが、実際の授業ではその意義を実感できず、学びについて疑問を抱くようになった。その頃、ゼミ選びの際に出会った谷本先生の著書「アカデミックな世界の作法」に共感し、「企業が新卒者に求めることと大学の教育のニーズが合致していない」という指摘に強く惹かれた。谷本先生は、大学は狭く深い知識を身につけ、教授と生徒が双方向に関わり合い、その知識を実際に活かせる経験ができる場であるべきだと主張している。この考えに共感し、谷本ゼミを志望した。ゼミ活動を通じて、CSR（企業の社会的責任）について幅広く学び、議論を重ねる中で、大学の役割や責任について考える機会を得た。台湾での環境リスクマネジメントに関する議論や、他大学との合同ゼミ、企業への提言活動など、実践的な経験を積むことができた。これらの経験を通じて、大学は社会に対して多くの責任を負っていることを強く実感した。また、大学が果たすべき社会的責任には、教育や研究だけでなく、地域社会との連携や持続可能な発展、社会的公正の推進も含まれることを学んだ。このような経験から、大学の社会的責任について深く考える機会を得たため、卒業論文のテーマとして「大学の社会的責任」を選ぶことにした。大学の役割や責任を再評価し、より良い大学教育の在り方を探求することで、将来的には大学が社会に対して果たすべき責任をより一層果たしていけるような提言を行いたいと考えている。

まず、大学の社会的責任という概念を明らかにするため、企業の社会的責任の背景とその意義を説明し、その後大学の社会的責任について論じる。

第1節 企業における社会的責任（CSR）の広がり

CSR（企業の社会的責任）が求められるようになった背景としては、企業における状況と社会的な状況の2つの側面から考えることができる。まず、企業における状況について説明する。

①企業の巨大化とグローバル化

世界銀行はグローバル化を「個人や企業が他国民と自発的に経済取引を始めることができる自由と能力」と定義づけている。運輸・通信・金融・保険等の技術や情報伝達能力が発達し、貿易や資本などの移動に対する障害が政策的に取り除かれることによってグローバル化が進展し、それが所得水準を高めることによってさらに経済関係が深まっていったと考えられる。所得水準の上昇によりさらなる分業が可能となり、経済成長との好循環が実現する。このようにして、世界経済が徐々に統合され、自由主義経済の利点を享受できるようになる。消費者にとっては、より安価で質の高い商品やサービスを選択できるようになり、生活水準が向上する。このような流れで、企業は拡大し、グローバル化が進んでいった。

②企業不祥事の増加

川村（2020）によると、2000年頃から立て続けに企業不祥事が発覚し、大きな社会問題となり、日本企業において「CSR経営」が認識され始めたことが指摘されている。リコーを筆頭にCSR室を創設する企業が相次いだ。また、粉飾決算、自動車のリコール隠し、食品の偽装表示、談合など、国内外で企業や組織の不正行為が相次いで発生したことでステ

ークホルダーの企業に対する不信感が増加し、説明や情報開示を求める声が大きくなったと考えられる。

③ステークホルダーの多様化

グローバル化に伴い、企業は異なる国や地域の取引先、従業員、消費者、規制当局と関わるようになった。多国籍企業やグローバルなサプライチェーンが一般化する中で、ステークホルダーも地域や国を超え、文化や価値観も多様化していく。また、国際的な取引が増えることで、各国の法律や規制、文化的背景を理解し対応する必要が生じ、ステークホルダーは企業活動の影響を受けるため、様々に広がっていったことがわかる。企業はこれらの多様なステークホルダーの期待に応える必要があり、それが社会的責任の重要性を高める要因となっている。

次に、社会的な状況の側面から説明する。

①環境問題の深刻化

地球温暖化や気候変動による異常気象や自然災害の頻発を引き起こし、社会や経済に深刻な影響を与えている。これによって企業に対して環境への影響を最小限に抑えるための責任を果たすことが求められるようになった。また、経済活動などによる森林破壊、海洋汚染が進むことで生物多様性が急速に失われ、企業は持続可能な資源利用や環境保護活動を通じて、生態系の保全に貢献することが期待されている。

②消費者の意識変化

こういった流れを受けて消費者の意識も変化している。エシカル消費やサステナブルな製品を求める消費者のニーズに対応していくことが求められている。労働者の人権、フェアトレード、環境負荷の低減などが購買行動に影響を与え、企業には透明性や社会的責任が一層求められている。

③グローバルな規制強化

国際的にも、例えばパリ協定に基づく温室効果ガスの削減目標など企業に対して具体的な行動が求められている。国際的な基準や規制が強化され、企業がグローバルに事業を展開する際には、国ごとの法規制だけでなく、国際的な倫理基準に従う必要がある。ISO26000のような社会的責任に関するガイドラインが策定され、企業は自らの活動が社会や環境に与える影響を積極的に考慮するようになった。

④持続可能な開発目標（SDGs）の普及

2015年に国連が採択した持続可能な開発目標（SDGs）は、企業に社会的責任を求める重要な要因である。SDGsは貧困の撲滅、気候変動への対応、ジェンダー平等などを含む17の目標を掲げており、企業はその達成に向けて取り組むことが期待されている。

このように、CSR（企業の社会的責任）が求められるようになった背景には、企業の巨大化とグローバル化、企業不祥事の増加、ステークホルダーの多様化といった企業側の状況と、環境問題の深刻化、消費者の意識変化、グローバルな規制強化、持続可能な開発目標（SDGs）の普及といった社会的な状況がある。グローバル化により企業は国境を越えて活動し、拡大してきたが、2000年頃からの企業不祥事の増加により透明性と説明責任が求められるようになった。また、グローバル化に伴い多様なステークホルダーと関わる必要が生じ、企業は異なる国や地域の期待に応えるために社会的責任を果たすことが重要となった。一方で、地球温暖化や気候変動による環境問題の深刻化、エシカル消費やサステナ

ブルな製品を求める消費者の意識変化、国際的な規制や基準の強化、SDGsの普及により、企業は環境への影響を最小限に抑え、持続可能な資源利用や環境保護活動を通じて社会貢献を果たすことが期待されている。これらの要因が相まって、企業はCSR活動を通じて持続可能な成長と社会貢献を実現することが求められている。厚生労働省はCSRを、「企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方」として定義づけている。経済産業省においては、「企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方」として定義づけている。UNGCでは、「自社の利益だけでなく、社会全体に与える影響に配慮し、社会に資する、企業の姿勢や取り組みを指す。企業は収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、企業に関わるさまざまな社会集団、すなわちステークホルダーを念頭に、経済面・環境面・社会面の影響を考慮すべきとされる。」としている。これらから、本論文ではCSRを、「企業が利益だけでなく社会全体に与える影響に配慮し、企業を取り巻く様々なステークホルダーに配慮した活動をする」として定義づけする。

第2節 大学における社会的責任 (USR) の広がり

第1節 企業における社会的責任 (CSR) の広がり、で説明したような企業に対して社会的責任を求める動きが大学においても求められるようになった。企業と大学のちがいは目的、運営の方法の2つにおいて大きな違いがみられる。

①目的

企業：企業の主な目的は利益を生み出すこと。製品やサービスを提供し、収益をあげて株主、従業員、顧客に利益を還元することが重視される。

大学：大学の目的は、教育、研究、社会貢献である。営利が目的ではなく、学術的な成果や社会的な貢献が重視される。

②運営方法

企業：株主や投資家に対して利益を還元する責任があり、経済的な成果が重視される。効率性や収益性を重視し、利益の最大化を目指すのが一般的である。

大学：大学は学長や理事会、学部ごとの教授会などが意思決定を行い、公共性や学問の自由を重視した運営が求められる。政府や民間の研究助成金、授業料などから資金を得て運営する。

つまり、企業は利益を求めている、その成果を株主や投資家に還元する必要がある一方で、大学は学術的な成果や社会的な貢献をすることが求められている。このことから、USRはより研究を踏まえた社会貢献が求められることがわかる。また、実際にどのような定義があるのか調査を行った。Reiser (2008) は、USRを「大学コミュニティ (学生、教職員、管理職員) のパフォーマンスの倫理的品質を、教育的、認知的、労働的、環境的影響の責任ある管理を通じて、社会との対話を通じて持続可能な人間開発を促進する政策」と定義し、Vasilescuら (2010) は、USRを「市民のコミットメントと積極的な市民権を強化する必要性。これはボランティア活動、倫理的アプローチ、学生や教職員が地域社会に社会サービスを提供することや、地域およびグローバルな持続可能な発展のために環境へのコミットメントを促進することを含む」と定義している。一方日本私立大学連盟の教

育学術オンラインにおいて植草（2006）は、大学の社会的責任について、環境の保全もしくは社会の持続的発展に資する教育・研究を積極的に行い、学生や地域等の取組みについてサポート・指導する役割が求められ、かつ持続可能な社会作りを先導していくことであり、これを個々の研究者単位ではなく、大学全体で戦略を構築した上で組織的に実施していく経営体となることが期待されていると述べている。私立大学社会的責任（USR）研究会（2006）は、USRを大学が教育研究等を通じて建学の精神等を実現していくために、社会（ステークホルダー）の要請や課題等に柔軟に応え、その結果を社会に説明・還元できる経営組織を構築し、教職員がその諸活動において適正な大学運営を行なうこと、として定義づけている。このことから、本論文では、USRを「社会全体に影響を与える研究、教育を通して、ステークホルダーに配慮し、持続可能な社会に貢献すること」として定義づけする。

第2章 大学に求められている社会的責任

大学の社会的責任（USR）が「社会全体に影響を与える研究、教育を通して、ステークホルダーに配慮し、持続可能な社会に貢献すること」であることを踏まえ、PRME や QS ランキングなどの大学の外部機関が現在の大学にどのようなことを求めているのか明らかにする。まず日本での求められていることとして「日本私立大学連盟」を例に挙げる。その後、海外で求められていることとして「PRME」「QS 大学ランキング（QS World University Rankings）」「THE 大学ランキング（Times Higher Education）」を例にあげる。日本と海外においてどのようなことが大学の社会的責任として求められているのか明らかにする。

第1節 日本において求められている大学の社会的責任

(1) 日本私立大学連盟

日本私立大学連盟は私立大学をメンバーとする大学団体であり、「会員相互の協力によって、私立大学の権威と自由を保持し、大学の振興と向上を図り、学術文化の発展に貢献し、もって大学の使命達成に寄与すること」を目的として掲げている。私立大学の教育研究条件や経営基盤の向上、教職員の福利厚生と学生生活の充実を図るため、各大学から派遣された教職員や多くの関係者の努力により、私立大学全体の発展に貢献している。この私大連には現在 415 校の大学が加盟している。日本私立大学連盟では、「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」を策定している。企業に求められるガバナンスは私立大学においても、公共性を鑑みて、教育研究を充実させる使命を果たすために必要不可欠である、と認識しているからだ。このコードは、基本原則、遵守原則、重視事項、実践項目の4つから成り立っている。基本原則は、「自律性の確保」「公共性の確保」「信頼性・透明性の確保」「継続性の確保」の4つそれぞれに遵守原則、重視事項、実践項目が決められている。「自律性の確保」とは、大学それぞれが寄付行為、建学の精神などの基本理念に基づいて自主性と独立性を確保しながら自律的に学校法人を運営すること。「公共性の確保」とは、私立大学が公共の利益に貢献することを指している。具体的には、教育や研究を通じて社会全体に対して責任を果たし、地域社会や国際社会に対しても積極的に貢献することである。「信頼性・透明性の確保」とは、私立大学が健全な運営を行い、学生、保護者、教職員、そして社会全体からの信頼を得るために、説明責任を果たし、運営の透明性を確保すること。具体的には、法令の遵守や社会貢献、理事会による執行と監督機能の実質化、不正防止制度の整備などが含まれる。「継続性の確保」とは、私立大学がその教育研究活動を持続的に行い、発展させるための基盤を確立することを指す。具体的には、財政基盤の安定化、経営基盤の強化、自律的な大学運営、教育研究活動の維持・発展が含まれる。また、教育学術新聞では、USR について以下のような記載がある。

大学は（違った立場で）企業や市民の先頭に立って社会課題の解決に自ら取り組み、先導していく役割が期待される。大学は教育・研究を通して、未来を創造する役割を担っている。その中で潜在的な社会課題を予測し、問題の提起を含めて事前の取り組みを教育・研究活動により積極的に行うことが、まさに大学独自の社会的責任を果たすことになるのではないか。

～中略～

大学は環境の保全もしくは社会の持続的発展に資する教育・研究を積極的に行い、学

生や地域等の取組みについてサポート・指導する役割が求められ、かつ持続可能な社会作りを先導していく存在となるべきではないだろうか。

大学が社会的責任に取り組む際の主要課題は、ガバナンスに関するもの、コンプライアンスに関するもの、アカウンタビリティに関するもの、環境・人権・労働環境・コミュニティ参画等の社会課題に関するもの等様々想定されるが、自大学がどのような方針で取組みを行っていくかを、ステークホルダーとの関連で考えることが必要である。(植草茂樹 2006)

つまり、大学にもとめられていることとは、社会課題の解決のための教育、研究活動を行い、大学の社会的責任を果たすこと、そしてステークホルダーへの情報開示である。

第2節 海外において求められている大学の社会的責任

(1) PRME (Principles for Responsible Management Education)

国連 PRME (Principles for Responsible Management Education、責任経営教育原則) は、21 世紀の企業と社会が直面する複雑な課題に対応できる次世代のビジネスリーダーを育成することを目的とする、国連の経営教育原則である。PRME は、ビジネススクールや大学のカリキュラム、リサーチ、教育手法を改善し、企業の責任と持続可能性に関する教育を推進している。世界中の主要なビジネススクールや大学がこのイニシアチブに参加しており、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた活動を行っている。また、PRME は、以下の7つの原則に焦点を当てて、社会に奉仕し、地球を守るためのビジネス教育を展開している。

1. 人権と普遍的価値：人権の保護と尊重を支持し、差別を撤廃すること。
2. 学習環境：持続可能性に関する知識とスキルを提供する学習環境を構築すること。
3. 研究：持続可能性に関する研究を推進し、知識を広めること。
4. パートナリシップ：企業、政府、市民社会と連携して持続可能な社会を築くこと。
5. 持続可能な経営とリーダーシップ：持続可能なビジネス慣行とリーダーシップの育成を促進すること。
6. 持続可能なビジネスモデル：社会的課題に対処するビジネスモデルを探求すること。
7. 共有情報と進捗状況の追跡：原則の実施と SDGs への貢献を追跡するための報告書を作成すること。

上記内容から、PRME は、組織の社会的責任を、人権の保護、持続可能な学習環境の構築、研究の推進、パートナーシップの強化、持続可能な経営とリーダーシップの育成、持続可能なビジネスモデルの探求、透明な情報共有と SDGs への貢献の追跡を通じて、社会的価値を実現することであると捉えている。PRME のメンバーとなっている学術機関は 96 カ国 800 以上に及ぶ。日本のメンバーは、同志社ビジネススクール、名商大ビジネススクール、立命館アジア太平洋大学の 3 校である。他国においては、アメリカでは 114 校、イギリスでは 100 校、カナダでは 34 校、ドイツでは 35 校、フランスでは 42 校、オーストラリアでは 33 校となっており、日本の加盟校は他国と比べて圧倒的に少ないことがわかる。PRME に参加する団体は、定期的に SIP レポートという、6 つの原則の実施状

況を報告する必要がある。このレポートは、PRMEの6原則の実施状況をステークホルダーに共有するためのものであり、責任ある経営教育の透明性と信頼性を高めるための重要な手段である。SIPレポートでは、質問票に回答し、証拠を提出する必要がある。質問票には全部で9つの質問がある。各質問の内容について説明する。Q1、Q2は社会と地球に対する組織的責任と説明責任に関する質問である。PRMEに署名をした上で、責任者、そして説明責任と責任を負う組織の設置について、有無だけでなく大学内のどの立場の人が所属しているのか問われている。Q3では、教育内容について、RMEが含まれているか、また、どのレベルの学生にまで教育がなされるのか問われている。Q4では研究内容についてである。研究活動にRMEが含まれているかどうか、また、会議や報告会、支援を行っているかどうか問われている。Q5、Q6はステークホルダーとの関わりについてである。ステークホルダーとの対話、情報提供等の交流を行っているか、また外部機関との連携を行っているかが問われている。Q7、Q8では大学の経営に関するものだ。温室効果ガスや平等などの規則があるか、また目標を設定しているか問われている。Q9では、情報開示に関するものである。RMEに関連するポリシーの活動について成功、失敗に関わらず情報開示することを求めている。まとめると、一般企業に求められるものと同じである組織としての社会的責任と、教育と研究を行っているからこそ、教育内容と研究内容についてRME（責任ある経営教育）が求められていることがわかる。

(2) QS 大学ランキング (QS World University Rankings)

QSとは、様々な教育機関の中から、自分に合った大学を見つけるための世界的な高等教育評価機関である。QS世界大学ランキングを利用することで104か所にわたる1,500以上の大学と15,700の学術プログラムを簡単に比較することができる。2004年から大学の評価を行い、ランキングを発表している。ランキングの目的は世界中の教育・研究の質を評価し、比較する事である。2022年には初のQS世界大学ランキング：サステナビリティ2023を発表した。サステナビリティランキングが開始された2023年の日本の参加大学は、東京大学、京都大学、九州大学、東北大学、大阪大学、筑波大学、早稲田大学、北海道大学、慶應義塾大学、広島大学、名古屋大学、東京工業大学、神戸大学の13校であった。2024年には、さらに東京工業大学、立命館大学、岡山大学、千葉大学、上智大学、熊本大学、秋田大学、岐阜大学、横浜国立大学、近畿大学、東京理科大学、長崎大学、新潟大学、金沢大学、東京医科歯科大学、東京農工大学の16校が加わり、合計30校がランキングに参加している。QSの大学ランキングでは、サステナビリティランキングというものがあり、このランキングでは、大学の社会的および環境的な持続可能性に関する取り組みを評価するものである。大学がどのようにして世界の環境、社会、ガバナンスに関する課題に取り組んでいるかを測定している。評価基準としては、カテゴリーが「Social Impact(社会的影響)」「Environmental Impact(環境的影響)」「Governance(ガバナンス)」の3つに分かれており、それぞれ評価の比重が順番に45%、45%、10%となっている。これら3つの中でもさらに細かく評価基準が設けられている。「Social Impact(社会的影響)」では、さらに、平等、知識交換、教育の影響、雇用と機会、健康と幸福という5項目に分かれている。

・平等：男女平等の雰囲気醸成するだけでなく、性的指向、障害、人種、富など他の

個人的特性に基づく差別を含む、より広範囲にわたる不平等の軽減に向けた大学の取り組みを評価

- ・知識交換：知識を共有し、教育の発展を促進するために、機関がどのように研究で提携しているか

- ・教育の影響：教育、政治、社会政策、法律、芸術とデザインなど、社会に最も良い影響を与える可能性があると考えられる、教育機関における特定の科目の教育提供と質を評価

- ・雇用と機会：卒業生を強力なキャリアに導く教育機関の能力と、教育機関と雇用主とのつながりの強さを評価

- ・健康と幸福：研究を通じて人類全体の健康と幸福、そして大学のスタッフと学生の健康と幸福の向上に対する大学の取り組みを評価。

このように「Social Impact(社会的影響)」において大学は、すべての人々への平等に向けた取り組み、他との連携による教育の発展、そしてよりよい影響を与えることを求めていることがわかる。「Environmental Impact(環境的影響)」では、さらに、環境の持続可能性、環境教育、環境研究の3項目に分かれている

- ・環境の持続可能性：機関が環境影響の軽減に取り組んでいるかどうか、またその取り組みを実証しているかどうかという環境的に持続可能な未来に向けた機関の戦略と運営を評価

- ・環境教育：環境について理解し、環境に貢献できるよう、教育機関が学生をどのように教育しているかを評価

- ・環境研究：特定の国連SDGに沿った分野で行われている研究の影響を評価し、これらの重要なトピックに向けられている相対的な研究環境と注目度を示す。

このように、大学は、「Environmental Impact(環境的影響)」において、大学自身が環境の持続可能性のために取り組み、また学生に対して教育、研究を行っていくことが求められている。最後に、「Governance(ガバナンス)」は、10項目に分かれている。

- ・倫理文化：総合的な組織文化をサポートし、促進しているか

- ・オープンアクセス出版：出版物やデータなどの学術情報へ、無料かつオープンにアクセスできるかどうか

- ・持続可能な開発のための専任スタッフ/チーム：機関の持続可能な開発を推進することを唯一の責任とする専任のスタッフまたはチームが存在するかどうか

- ・透明な財務報告：内部および外部の利害関係者は、組織の財務状況、財務に対する責任、収入の依存関係、支出の優先順位を把握できるような透明な財務報告をしているかどうか

- ・学生自治会：大学が学生の民主的な発言に尽力しているかどうか

- ・統治における学生の代表：大学の統治機関(評議会/裁判所/同等の機関)には学生メンバーの席があるかどうか

- ・公開されたガバナンス議事録：大学は年次(または同等)のガバナンス会議の議事録を公開しているかどうか

- ・国連拷問禁止憲章の署名国：拷問禁止条約の署名国または人種差別撤廃の署名者であるかどうか

- ・組織倫理に関する職員の認識：「私の大学は、教育、研究、社会貢献において倫理的に

行動しています」という質問に対し、1（強く反対）から5（強く賛成）までの数値で評価した結果

・ポリシー引用（ガバナンス）：SDGs16（平和と公正をすべての人に）の目標に関連する政策や研究をどれだけ引用しているか

このように、大学は「Governance（ガバナンス）」において、大学の研究や財務情報など大学に関するデータを外部に公表すること、また、大学のガバナンスについて学生も参加していること、一つの組織として世界に対してどういった考えをもっているのか責任をもって公表することが求められている。

これらをまとめると、QS サステナビリティランキングでは、大学が世界の環境、社会、ガバナンスに関する課題にどのように取り組んでいるかを評価している。評価基準は「社会的影響（45%）」「環境的影響（45%）」「ガバナンス（10%）」の3つに分かれ、それぞれさらに細かく評価される。

・社会的影響：平等の促進、知識交換の推進、教育の質と社会的影響、卒業生のキャリア成功、健康と幸福の向上。

・環境的影響：環境の持続可能性、環境教育、環境研究。

・ガバナンス：倫理文化、オープンアクセス出版、持続可能な開発のための専任スタッフ、透明な財務報告、学生自治会、統治における学生の代表、ガバナンス議事録、国連拷問禁止憲章の署名、組織倫理に関する職員の認識、ポリシー引用

このように、QS サステナビリティランキングでは、大学として他国やNGOなどの他の組織と連携し、学生に対する教育を行い、また逆に学生自身も巻き込み、さらにそれを持続可能な社会の実現に向けて社会へと影響を及ぼす必要がある。そしてそういった活動を外部に公表することで責任をもった活動を行うことが求められている。

(3) THE 大学ランキング (Times Higher Education)

2004年より学生、その家族、学問、大学指導者、政府、産業に対して大学に関する信頼あるデータの提供を行なっている。研究、影響、教育という3つの主なエリアとし、世界ランキング、インパクトランキング、教育ランキングなど様々なランキングを毎年発表している。世界ランキングでは教育、研究、知識移転、国際的展望など、研究重視の大学のすべての中核的使命を評価している。教育（学習環境）：29.5%、研究環境：29%、研究の質：30%、国際見通し：7.5%、産業：4%、の大きく5つの分野に分けることができる。それぞれの各分野の評価をまとめると以下の通りになる。

教育（学習環境）：29.5%

- ・教育の評判：分野や国をまたいで回答がバランスよく分散されるような学術評判調査
- ・教職員数と学生数の比率
- ・博士号と学士号の比率：大学院研究生の割合が高いことは大学が次世代の学者の育成にどれだけ熱心に取り組んでいるかを示す
- ・博士号取得者数と教員数の割合
- ・機関投資家の収入：学生と職員が利用できるインフラと施設を大まかに示す

つまり、教育（学習環境）では、大学は、環境を整えられる財源を確保したうえで、教育の質を高めるための教職員の充実、そしてより研究をしたいと思える学生が増えるような環境づくりを求められていることがわかる。

研究環境：29%

- ・研究の評判

- ・研究収入：収入は世界クラスの研究の発展に不可欠であり、ピアレビューという、同じ専門分野の仲間（ピア）が学術論文や研究報告書などの成果物を評価・検証する方法での評価がなされる

- ・研究生産性：質の高い査読付き雑誌に論文を掲載する大学の能力を評価する

つまり、研究環境では、大学という研究機関として研究したことが成果をあげることが求められている。

研究の質：30%

- ・引用影響度：大学の出版した論文が世界中の学者によって引用される平均回数を把握することで、引用の影響を評価する

- ・研究力

- ・研究優秀性：世界的に分野加重引用影響力の上位 10% に入る研究出版物の数によって評価する

- ・研究への影響：引用数を数えるだけでなく、引用している論文の重要性も考慮して、反復的な方法を使用して論文の重要性を測定する

つまり、研究の質では、大学は、社会に影響を与える研究を行うことが求められている。

国際見通し：7.5%

- ・留学生の割合：2.5%

- ・外国人スタッフの割合：2.5%

- ・国際協力：大学の関連出版物全体のうち、少なくとも 1 人の国際共著者がいるものの割合を計算し、その量が多いほど評価する

つまり、国際見通しでは、大学を運営する上でも、また研究においても他国との協働を求められている。

産業：4%

- ・産業収入：大学が産業界から得る研究収入（購買力平価調整済み）を、雇用する学術スタッフの数と照らし合わせることで評価。企業が研究に支払う意思の程度と、大学が商業市場で資金を引き付ける能力を示しており、機関の質を示す有用な指標である。

- ・特許

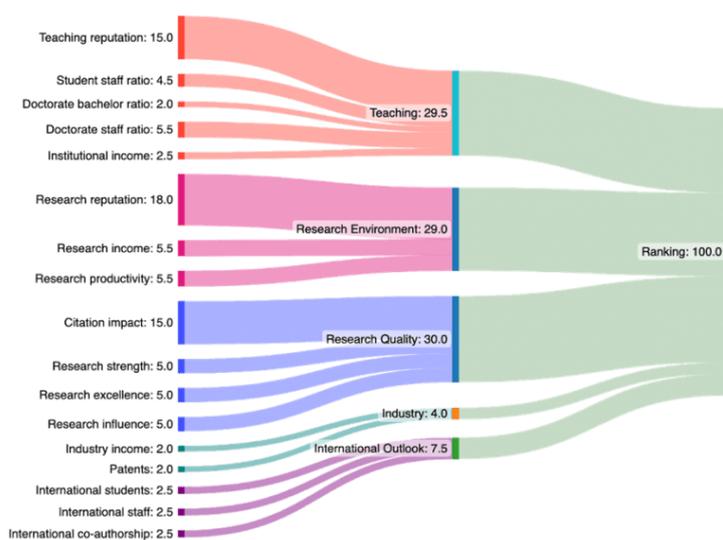
つまり、産業では、大学は、研究の成果を産業として活かすことが求められている。

このように、教育の評判を高め、教職員と学生の比率を適切に保ち、次世代の学者を育成するために博士号取得者の割合を増やし、学生と職員が利用できるインフラと施設を充実させることがもめられている。また、研究の評判を高め、十分な研究収入を確保し、質

の高い査読付き雑誌に論文を掲載する能力を向上させ、出版した論文の引用影響度を高め、研究力を強化し、優れた研究出版物を増やし、研究の重要性と影響を評価することも求められる。さらに、留学生や外国人スタッフの割合を増やし、国際共著者との協力を促進することで、国際的な見通しと協力を強化し、産業界からの研究収入を増やし、特許取得を通じて商業市場での資金調達能力を高めることが重要である。大学は教育、研究、国際協力、産業連携の各分野で多角的に取り組むことが重要であり、社会に対する貢献度を高めることが求められている。

このように、THE 大学ランキングでは、大学として、研究をしやすい環境づくり、そして社会、産業に影響を与えられる研究が求められている。また、そのためにも他国との連携が求められていることがわかる。

図 2-1 THE 大学ランキング



出典：THE (2023) 「World University Rankings 2024: methodology」

次に、大学ランキングと同様にインパクトランキングについて説明する。インパクトランキングとは、2019年に開始されたもので、大学をSDGsの観点から評価したもの。このランキングの評価は、「研究」、「管理」、「アウトリーチ」、「教育」の4つの分野に分けて考えられる。それぞれの分野の評価の詳細は以下の通りである。

研究：27.1%

- ・低所得国または低中所得国出身の共著者による学術出版物の割合：他国の人と共著した学術出版物の割合を評価する

- ・17のSDGsに関連する出版物の数：SDGに関連する出版物の数を評価

つまり、研究において単なる研究ではなく、他国と協働で取り組むこと、そしてSDGsに関する研究を行うことが求められている。

目標をサポートする関係：18.5%

- ・SDG政策に関する地域や政府との関係

- ・政府やとのSDGsに関する分野横断的な対話

- ・SDGsに関連するデータを収集するために国際的に協力する
- ・SDGsに取り組むためのベストプラクティスの開発に国際的に取り組んでいる
- ・学生ボランティアプログラム、研究プログラム、教育リソースを通じてと協力し、SDGsに取り組む

つまり、目標をサポートする関係において、といった社会問題の解決等に取り組んでいて政府や国際機関とは別の民間団体と協働でSDGs目標に取り組むことが求められている。

SDG レポートの発行：27.2%

SDGs17の目標それぞれに対するパフォーマンスに関する具体的なデータを公表しているかどうかの評価される。つまり、SDGs17の目標に取り組んだうえで、進捗を外部に対して公表することが求められている。

SDGsに関する教育：27.2%

- ・大学全体でSDGsに関する有意義な教育に取り組んでおり、すべての学生に関連性があり適用可能である
- ・持続可能性とSDGsを扱う専門コース（全学位または選択科目）
- ・卒業生、地域住民、避難民を含む、より広いコミュニティを対象としたアウトリーチ教育活動

この分野では、すべての学生に対してSDGsに関する教育を行うことが求められ、また、専門的に学べる環境、大学としてアウトリーチ（支援が必要であるにも関わらず自発的に支援を求めない人々に対して積極的に働いて情報や支援を行うこと）が求められている。このように、THEインパクトランキングでは、他国やとの協働によってSDGsに関する研究や社会問題の解決に取り組み、教育を行うこと、そしてそういった大学の活動の情報開示が求められていることがわかる。

本章では、日本と海外において大学の社会的責任についてどのようなことが求められているのかを明らかにするために調査を行った。その結果、日本私立大学連盟においては大学には社会課題の解決に向けた教育および研究活動の遂行と、ステークホルダーへの情報開示が求められ、PRMEでは、一般企業と同様に組織としての社会的責任が求められると同時に、教育と研究の内容に関しても責任ある経営教育（RME）の実践が必要であることが示されている。さらに、QSサステナビリティランキングによれば、大学は他国の機関やNGOと連携し、学生に対する教育を実施するだけでなく、学生自身を巻き込む形で持続可能な社会の実現に向けて社会へ影響を与えることが求められる。そして、これらの活動を外部に公表することで、責任ある活動を行うことが求められている。THEインパクトランキングでも同様に、大学は他国との協働を通じてSDGsに関する研究や社会問題の解決に取り組み、その活動を情報開示することが求められている。以上の調査結果から、「持続可能な社会に向けた教育/研究」「情報提供および説明責任」「外部機関との連携」の3つが、現代の大学において求められる大学の社会的責任であると考えられる。

第3章 日本の大学における社会的責任の現状と課題

第2章 大学に求められている社会的責任において、日本私立大学連盟、PRME、QS 大学ランキング、THE 大学ランキングをもとに現代の大学において社会的に責任を果たすために求められていることを調査した。各団体、組織において「持続可能な社会に向けた教育/研究」「情報提供/説明責任」「外部機関との連携」の3つが共通として大学に求められていることであることがわかった。大学の役割として企業とは異なり、研究・教育を行う責任がある。そのため、持続可能な社会の実現に向けてSDGsや社会課題を解決する教育、研究を行っていく必要がある。そして、大学という一組織として説明責任を果たすことも求められている。一般企業と同様に、ステークホルダーに対して情報開示を行い、説明責任を果たす必要がある。また、持続可能な社会の実現に向けて、他と連携することでグローバルな課題に取り組むことが求められている。一国や一組織では解決できないものに対して他と連携することでより包括的に取り組むことができる。これら3つについて日本の大学の現状を明らかにする。

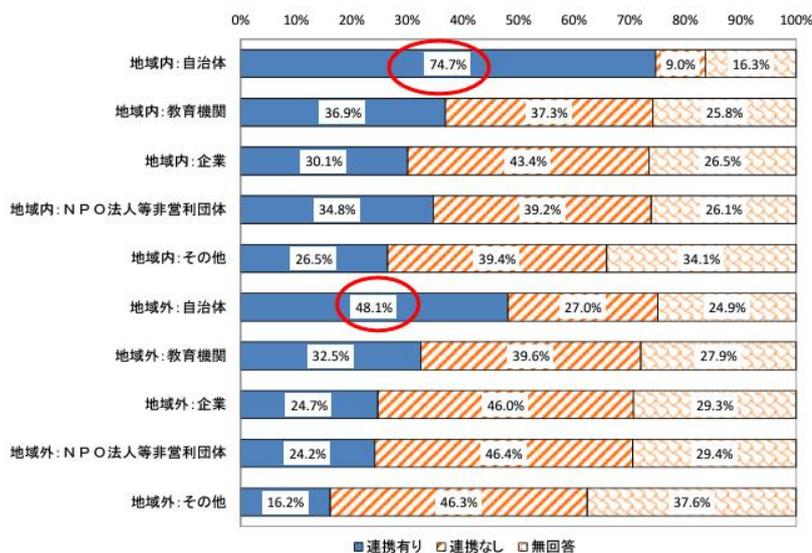
第1節 持続可能な社会に向けた教育/研究の認知度の不足、実践的な教育の欠如

日本の高等教育において持続可能な社会のための教育(ESD)は進められている一方で他国と比較して広がっていない現状にある。まず、ESDが進められている現状を説明し、その次に他国と比較した日本の現状における課題を説明する。

阿部(2009)は、持続可能な開発のための教育(ESD)がNGO、政府、企業によって進められている一方で、世間におけるESDという概念の浸透の低さ、環境、経済、社会(文化を含む)を総合的にアプローチする必要があるものだが、日本は環境教育の視点からの実践が多いことを指摘している。ヨハネスブルグサミット以降、日本ではESD(持続可能な開発のための教育)の推進が進められている。2003年には「持続可能な開発のための教育の10年推進会議(ESD-J)」が設立され、「環境保全活動・環境教育推進法」が制定された。2005年にはDESD関係省庁連絡会議が設置され、2006年には国内実施計画が作成された。教育基本法も改正され、環境人材育成を柱とする21世紀環境立国戦略が2007年に策定された。さらに、2008年には教育振興基本計画と学習指導要領が改訂され、ESDの推進が盛り込まれた。これらの組織的・制度的な整備により、ESDの推進環境は整備されたが、縦割り行政や実施主体の不明確さなど、課題も残っている。日本ユネスコ国内委員会は、2008年からユネスコ・スクールを通じてESDの普及に取り組んでおり、大学でもESD関連のカリキュラム改善や地域連携が進められている。具体例としては、東京大学を拠点としたサステナビリティ学連携研究機構(IR3S)や国連大学のRCEプロジェクトが挙げられる。このように、日本のESD推進は多方面で進展しているが、課題も依然として存在する。文科省や環境省、国連大学の事業により、トップダウン方式でESDの取り組みが広まっている一方で、ボトムアップ方式の取り組みも進展している。例えば、環境省はアジア環境人材育成ビジョンを策定し、環境人材の育成事業を展開している。また、多くの大学がESDをカリキュラムに組み込み、高等教育FCネットワーク(HECD)を設立し、情報共有や交流を促進している。こうした取り組みにより、高等教育機関の付加価値が高まり、持続可能な社会の形成に貢献している。例えば、北九州市立大学は副専攻として「環境ESDプログラム」という学生が所属する学部等における専門分野を補完する形の学部横断型プログラムの提供を行っている。当大学では、「環境問題への取組」といった北九州地

域の特性を活かし、豊かな未来に向けた開拓精神に溢れる人材を育成していくこと」を教育理念の一つとして掲げている。そこでこの理念のもと環境教育を基軸に、持続可能な社会づくりに貢献できる人材を養成していくための教育プログラムを創設した。このプログラムの特色として「環境に関する幅広い知識を学ぶ」「実体験を通して学ぶ」「環境未来都市を目指す北九州市を学ぶ」という3つがある。実際にベトナムへ渡航したり、地域社会と結びつけることによって、単なる知識習得ではなく、学習者みずからが価値観を見つめ直し、よりよい社会づくりに参画するための力を育むことを目指した教育内容である。このように日本においてESDを積極的に進めている大学がある。次に、日本の大学の地域連携や産学連携の現状について説明する。ESD（持続可能な開発のための教育）と地域連携、そして産学連携は密接に関連しているからだ。ESDは持続可能な社会の実現に必要な知識や技能を提供する教育であり、地域連携や産学連携を通じてその実現を図ることができる。地域連携を通じて大学は地域社会のニーズに対応し、地域の持続可能な発展に寄与する。また、産学連携により大学は企業と協力し、実践的な教育や研究を進めることができる。これにより、学生にとって有益な経験を提供することができる。これらの連携は、ESDの理念を具体化し、地域や企業と共に持続可能な未来を築くための重要な手段である。株式会社リベタス・コンサルティングの調査によると、地域との連携は多くの大学で行われていることがわかる。全国の大学・短期大学1,122校において「連携先別の連携有無」を問う設問において、地域内：自治体との連携が「ある」と回答した大学の割合は74.4%と大部分を占めている。

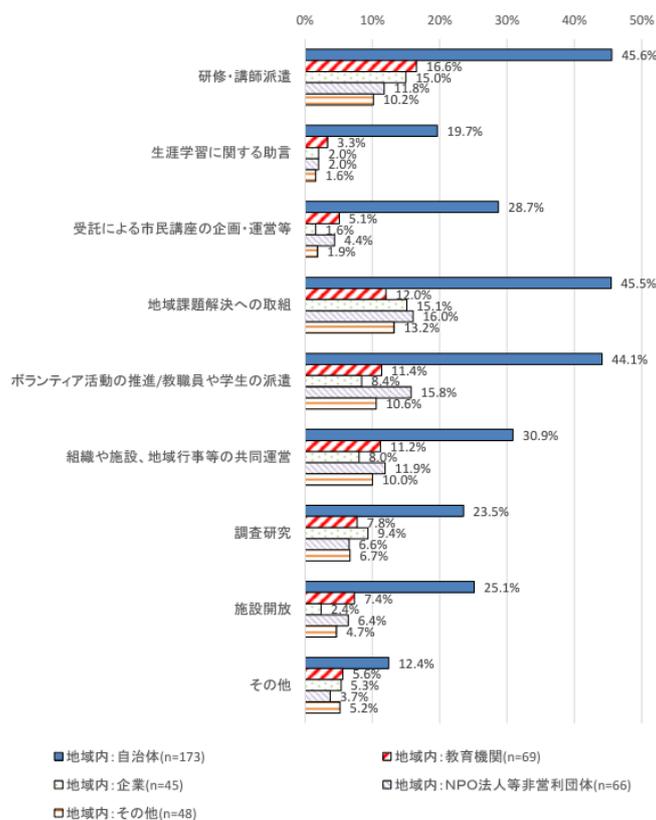
図 3-1 全国の大学における連携先別の有無し



(株式会社リベタス・コンサルティング (2016)「平成27年度開かれた大学づくりに関する調査研究」p.35)

また、地域外：自治体との連携においても48.1%と約半数の大学が「連携あり」と回答している。また、連携内容としては「研修・講師の派遣」「地域課題解決への取組」「ボランティア活動の推進/教職員や学生の派遣」が多い。

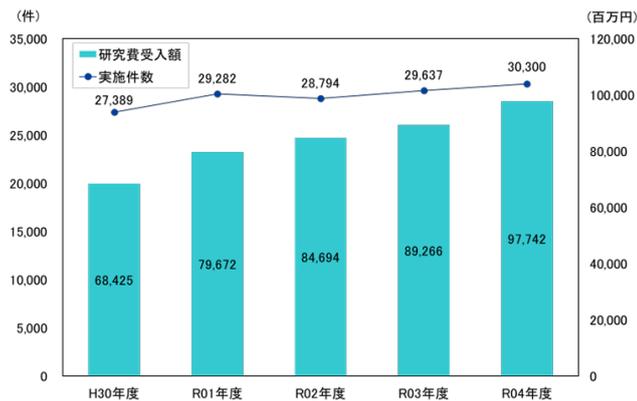
図 3-2 全国の大学における連携先別の連携内容



(リブタス・コンサルティング (2016) 「平成27年度開かれた大学づくりに関する調査研究」 p.35)

また、産学連携に関しても大学の民間企業との共同研究の実施件数、研究費受入額は年々増加傾向にある。平成30年度に68,425百万円であった研究費受入額は令和4年において97,742百万と約1.4倍上昇している。実施件数では、平成30年度の27,389件から令和4年には30,300件と約3000件増加している。

図 3-3 大学と民間企業の共同研究件数及び研究費受入額の推移



区分	国立大学等		公立大学等		私立大学等		計		実施件数		受入額	
	実施件数	受入額 (百万円)	実施件数	受入額 (百万円)	実施件数	受入額 (百万円)	実施件数	受入額 (百万円)	対前年度増減数	対前年度増減率	対前年度増減額 (百万円)	対前年度増減率
H30年度	19,881	53,122	1,758	3,012	5,772	12,290	27,389	68,425	1,938	7.6%	7,611	12.5%
R01年度	21,118	62,831	1,878	3,135	6,286	13,705	29,282	79,672	1,893	6.9%	11,247	16.4%
R02年度	20,761	66,495	1,962	3,441	6,071	14,758	28,794	84,694	-488	-1.7%	5,022	6.3%
R03年度	21,153	70,339	2,035	3,595	6,449	15,331	29,637	89,266	843	2.9%	4,572	5.4%
R04年度	21,316	75,784	2,066	3,860	6,918	17,097	30,300	97,742	663	2.2%	8,475	9.5%

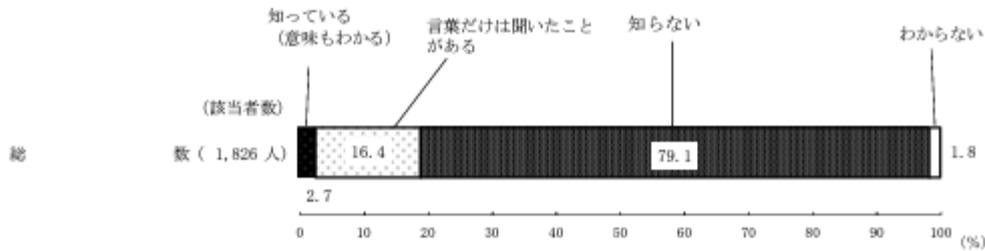
※百万円未満は四捨五入。

(文部科学省 科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課(2022)「大学等における産学連携等実施状況について令和4年度実績」p.7)

このように、日本の大学と地域の連携、企業との産学連携は増えている。しかし、文部科学省において、他国と比較すると、日本の進み具合は劣っていることが指摘されている。日本の産学官連携は、特定研究室と特定企業間での「あうんの呼吸」型の連携が主流であり、これが日本の産業界を国際水準に押し上げるのに貢献してきたが、特許や知的所有権の適切な利用がされにくかった点が問題である。また、政府の施策により産学官連携は量的に拡大しているものの、依然として組織の自主・自律性が低く、制度改善が進む一方で制度が分かりにくいといった課題がある。さらに、国内の大学等への研究開発投資額が他国と比較して低く、大学教育に対する企業の評価も低い。このため、産学官間の人材移動が少なく、新産業創出のための施策が不十分である。我が国の大学システムにおいて優れた教育・研究水準を保つためには、抜本的な改革が必要である、と指摘している。また、QS 大学ランキングにおいて「Environmental Impact (環境的影響)」という項目では環境の持続可能性、環境教育、環境研究の3つが評価項目として挙げられている。

「Environmental Impact (環境的影響)」の項目で、日本の大学のトップは東京大学で5位である。次に東北大学が109位、以下、北海道大学、名古屋大学などが続く。100位以内にランクインした大学は東京大学のみであり、他の国と比較すると、イギリスが29校、アメリカが14校、オーストラリアが13校、カナダが10校ランクインしている。日本の大学がランクインする数が少ないことが明らかである。このランキングは、教育機関が環境にどのように貢献しているか、特定の国連SDGに沿った分野での研究の影響を評価している。この結果から、日本の大学が環境に関する理解や貢献において、教育と研究の取り組みが十分でないことが示唆される。そして、ESDという概念が広く日本社会に浸透しているとは言えない。実際に内閣府政府広報室が平成26年に行った、全国20歳以上の日本国籍を有する者を対象とした調査においてESDを「知らない」と答えた人が全体の79.1%を占めている。「言葉だけは聞いたことがある」人が16.4%であり、「知っている(意味もわかる)」人が2.7%であった。

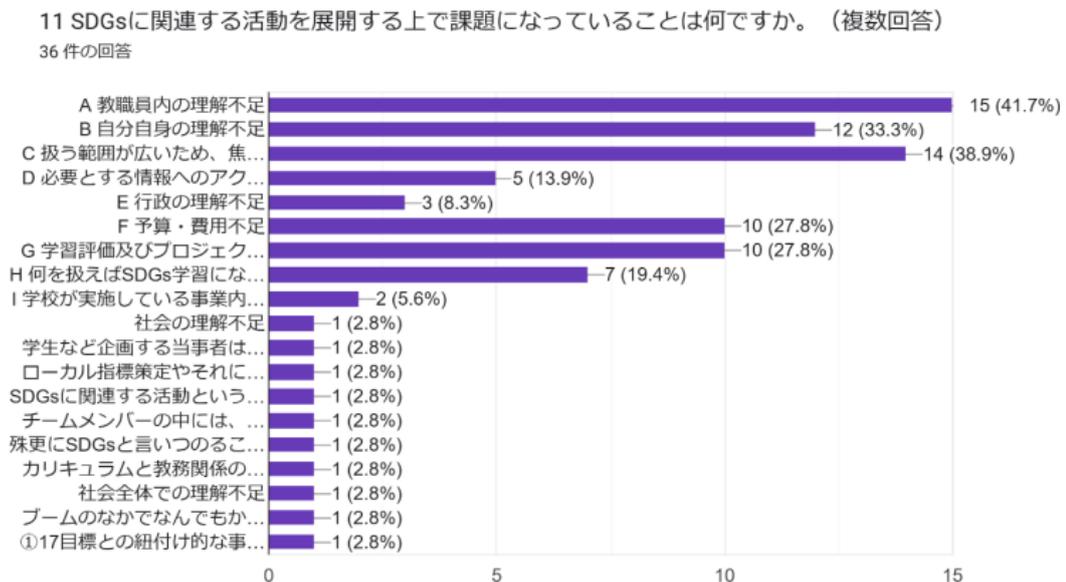
図 3-4 ESD の認知度調査



(出典：内閣府政府広報室 (2014)「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関する世論調査」の概要 p.1)

このように、持続可能な開発のための教育に関する認知度の低さが明らかである。また、教える立場である教職員において SDGs の理解不足がある。開発教育連盟が行った大学を対象とした SDCs 学習の実施に関するアンケート調査において、「SDGs 活動を展開するうえでの課題」として「教職員内の理解不足」が最も多く、41.7%であり、もっとも大きな課題として捉えられている。

図 3-5 SDGs に関する活動を展開するうえでの課題に関する調査



(出典：開発教育連盟 (2024)「アンケート③ (大学・短大・専門学校) の結果と分析」 p.2)

このように、国としての ESD の取組、地域連携や産学連携は進められているが、他国には及んでいないことがわかる。ESD の一般的な認知度は低く、教える立場である教職員の SDGs の理解不足が課題であると考えられる。ESD の重要性や意義が広く理解されていないため、多くの人々にとってはまだ馴染みのない概念である。その結果、教育機関や社会全体での取り組みが十分に進んでおらず、持続可能な社会の実現に向けた努力が十分に発揮

されていない。また、教員における知識の不足によって持続可能な社会のための教育が進んでいないことが考えられる。そのため、このような現状において持続可能な社会のための教育として「ESDの認知度・教員不足」「実践的な教育の欠如」が課題として考えられる。

第2節 情報開示/説明責任に関する大学間のばらつき

次に、日本の大学における情報開示/説明責任に関する現状と課題を明らかにする。まず、日本政府が定めている大学における情報開示の規則について説明する。そして、外部評価を用いて日本の情報開示の現状と課題について明らかにする。まずは、情報開示の規則について説明する。日本の大学の情報開示について、いくつか定められているものがある。大学は公共機関として、その教育研究活動の状況を社会に提供する責務があるからだ。平成11年に改正された大学設置基準により、大学の教育研究活動の状況の公表が義務付けられた。また、平成19年の学校教育法改正により、大学の基本的な役割として「教育研究成果の社会への提供」が位置づけられ、情報公開の義務も法的に明記された。平成22年には学校教育法施行規則が改正され、大学が公表すべき情報として、分野ごとの教育研究目的、教員組織や学生数、教育課程や学生支援の概要、キャンパスの状況等が明記された。さらに、平成28年には三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受入れの方針）の策定・公表も義務付けられた。これらをまとめると、以下のような情報開示が求められている。

1. 法律・設置基準で定められた基本的な開示事項
 - ・教育研究活動の状況公表（学校教育法第113条）
 - ・自己点検・評価の結果公表（学校教育法第109条）
 - ・人材養成目的の公表（大学設置基準第2条の2）
 - ・成績評価基準等の明示（大学設置基準第25条の2）
2. 具体的な公表すべき情報
 - ・大学の設置趣旨・特色
 - ・開設科目のシラバス
 - ・教員組織や施設・設備等の教育環境
 - ・研究活動に関する情報
 - ・評価結果等に関する情報
 - ・学生の卒業後の進路
 - ・受験者数、合格者数、入学者数等の入学者選抜に関する情報
3. 財務・経営情報の開示
 - ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
 - ・事業報告書
 - ・監事の監査報告書
 - ・予算・決算に関する情報
4. 開示方法
 - ・ホームページでの公表が推奨されている
 - ・大学広報誌等の発行

- ・マスコミを通じた情報提供
- ・各事務所での書類の備え付けと閲覧対応

5. 認証評価関連の開示

- ・認証評価の結果
- ・自己点検・評価の結果
- ・教育研究の質の向上に関する取り組み

このように、日本の大学の情報開示には、ウェブサイトを中心に積極的な公表が求められており、教育内容から財務状況まで幅広い情報の開示が要求されている。特に教育の質保証に関する情報の公表が重視されており、利害関係者（学生、保護者等）への説明責任を果たすことが強調されている。つまり、日本政府によって情報開示を進めようという動きがあることがわかる。しかし、外部評価である、QS ランキングや THE 大学ランキングにおいて日本の大学の情報開示の取り組みにはばらつきがあることがわかる。QS ランキングでは、「Environmental Impact（環境的影響）」が45%を含んでいて、そのなかに「オープンアクセス出版：出版物やデータなどの学術情報へ、無料かつオープンにアクセスできるかどうか」「透明な財務報告：内部および外部の利害関係者は、組織の財務状況、財務に対する責任、収入の依存関係、支出の優先順位を把握できるような透明な財務報告をしているかどうか」という項目がある。この「Environmental Impact（環境的影響）」のランキングにおいて上位100位以内にランクインしている大学は日本で東京大学1校であった。最も多くランクインがある国はイギリスで27校、次にアメリカで14校、オーストラリアで12校、カナダで10校と続いている。また、THE インパクトランキングでは、評価において「SDG レポートの発行」という項目が27.2%という項目を含んでいる。このランキングにおいて100位以内のランクインのある大学は北海道大学と京都大学の2校であった。他国だと、イギリスで26校、オーストラリアで14校、カナダで11校、アメリカで4校となっており QS ランキングと同様に日本でのランクインが少ないことがわかる。このように、情報開示に関する規則を定めて取り組んでいるにも関わらず、外部機関による大学の情報開示の取組の評価では、高い評価を得ている大学はあるものの、数が少なく、大学のばらつきが大きくなっている。そのため、日本の大学の情報開示/説明責任について、「情報開示/説明責任に関する大学間のばらつき」が課題であると考えられる。

第3節 外部機関との連携不足

日本の大学と持続可能な開発と社会的責任に関する国際的な取り組みを推進する組織である、UNGC、PRME、The SDGs Accord とのかかわりの現状、課題について説明する。まず、UNGC について説明する。UNGC に加盟する団体は、国際的に認められた10原則（人権、労働、環境、腐敗防止）を遵守し、これに基づいた持続可能なビジネス慣行を実施する義務がある。毎年の進捗報告書「コミュニケーション・オン・プログレス（COP）」を提出し、透明性を確保する必要がある。また、地域ネットワークに参加し、他の加盟企業とベストプラクティスを共有し、持続可能性の改善に努めることが求められる。継続的な改善と社会的責任の強化が期待される。UNGC10 原則は、国連人権宣言、国際労働機関基準、国連腐敗防止条約、OECD 多国籍企業行動指針などと並び「規範」として国際的に認められているものであり、資産運用会社やアセットオーナーが行う ESG 投資において、UNGC の実

施を怠った企業や政府は投資対象から除外されることがある。つまり、大学においても原則に従わなかった場合、何かしらの不利益を被ることが予想され、加盟することで責任を持った行動が促進されると考えられる。業、金融、テクノロジーなどの多国籍企業から中小企業、非営利団体、学術機関、労働組合、公共機関などが含まれる。学術機関としては約1,000の組織が加盟している。日本では17の学術機関が加盟している。

他国では、アメリカが67、イギリスは39、カナダが17、ドイツが30、フランスが50、オーストラリアが18、となっている。日本の学術機関の加盟数は、海外と比べると比較的に少ないことがわかる。

次に、PRMEについて説明する。PRME (Principles for Responsible Management Education) は、国連が主導する持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための教育を促進する取り組みである。具体的には、ビジネススクールや大学が持続可能な社会に向けた責任ある経営教育を提供することを奨励している。PRME は、持続可能な経済、環境、社会的発展を支援するために、世界中の教育機関と連携し、管理教育の中で6つの原則を実施している。これにより、未来のリーダーに持続可能性と社会的責任の重要性を教え、実践することを目指している。SIP レポートガイドラインでは、PRME に参加する教育機関が、6つの原則の実施状況を定期的にステークホルダーに報告することを求めている。SIP レポートは、責任ある経営教育に関する情報を提供する公的な手段であり、ステークホルダー間の対話や学習コミュニティの促進にも役立つものである。応募資格を得るためには、基本的な SIP ポリシー要件を満たす必要があり、レポートには以下が含まれるべきである。

- ・組織の最高責任者が署名した、PRME への継続的なコミットメントの表明。
- ・過去 24 か月間に実施された具体的な行動の説明 (関連する方針、手続き、活動の開示)。
- ・結果の評価 (以前に設定された目標の達成度、またはその他の定性的・定量的評価)。
- ・次の 24 か月間における具体的な目標と戦略、タイムライン。

そして、評価プロセスでは、実際の取り組みの質ではなく、進捗報告の質が重視される。PRME のメンバーとなっている学術機関は 96 カ国 800 以上に及ぶ。日本のメンバーは、同志社ビジネススクール、名商大ビジネススクール、立命館アジア太平洋大学の 3 校である。他国においては、アメリカでは 114 校、イギリスでは 100 校、カナダでは 34 校、ドイツでは 35 校、フランスでは 42 校、オーストラリアでは 33 校となっており、日本の加盟校は他国と比べて圧倒的に少ないことがわかる。

最後に、The SDGs Accord について説明する。The SDGs Accord は、持続可能な開発目標 (SDGs) に対する大学およびカレッジ部門の共同の対応である。2017 年 9 月に開始され、EAUC によって管理されている。The SDGs Accord の目的は二つある。第一に、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成において教育が果たす重要な役割と、それが政府、企業、そして社会全体にもたらす価値を啓発し、称賛し、推進することである。第二に、この協定は、教育機関が互いに目標達成に向けて努力し、各署名機関の進捗状況を毎年報告し、国

内外で学びを共有する形で報告するという約束である。目標は、毎年開催される国連ハイレベル政治フォーラムで、セクター別 SDG 報告指標を発表することである。このアコードに署名している機関は 406 人、学制自治体は 68 人、支援団体は 251 人、個人では 2319 人、である。このうち日本は、10 機関であった。国別に見ると、イギリスが最も多く約 800 機関、カナダが約 200 機関、アメリカが約 70 機関である。やはり、日本の署名機関は少ないことがわかる。

このように、社会的責任を果たすために活動を行っている UNGC（国連グローバル・コンパクト）や The SDGs Accord（持続可能な開発目標協定）などの国際的な組織に加盟している日本の大学の数が依然として少ない現状が浮き彫りとなっている。これらの組織は、持続可能な開発の達成に向けた教育機関の取り組みを促進し、国際的な協力を強化するために重要な役割を果たしているが、日本の大学はその取り組みにおいて遅れをとっている。持続可能な社会の実現には、教育機関の役割が非常に重要であり、国際的な連携を通じて知識や経験を共有し、より効果的な解決策を見つけることが求められている。

本章では、大学の社会的責任（USR）に関する重要な課題を明らかにするために調査を行った。その結果、持続可能な社会のための教育においては、日本における ESD の認知度が低く、教員の SDGs に対する理解不足が課題であることが判明した。これにより、教育機関や社会全体での取り組みが十分に進展していない現状が浮き彫りになった。また、日本の大学における情報開示については、QS ランキングや THE インパクトランキングの評価においてばらつきが見られ、特に「環境的影響」や「SDG レポートの発行」に関する情報開示が不十分であることが明らかになった。これらの結果は、大学間での情報開示の透明性や一貫性の欠如を示している。さらに、外部機関との連携においても、日本の大学が国際的な組織への参加が不足しており、国際的な協力体制が十分に整っていないことが課題として浮き彫りとなった。

第4章 日本の大学における社会的責任の課題と解決策

第1節 持続可能な社会に向けた教育/研究の認知度不足、実践的な教育の欠如

第3章第1節で述べたように、この分野において「ESDの認知度・教員不足」「実践的な教育の欠如」の2つの課題があると考えられる。これらの課題について、それぞれ解決策を説明する。

(1) 教員への実践的な学びの提供とITを活用した情報共有

この課題を解決するために、「教員支援の体制を整えること」が考えられる。QS大学ランキングでは、「環境教育 (Environmental Education)」という項目があり、環境について理解し、環境に貢献できるよう、教育機関が学生をどのように教育しているかを評価している。この項目におけるランキングでは、100位以内にランクインした大学の数を国別にみると、1位がイギリスで23校、2位がアメリカで17校、3位がカナダで8校、4位がオーストラリアとニュージーランドで6校である。日本のランクインは3校しかなかった。これら日本よりも多くのランクインのあった国において積極的に取り組んでいることとして「教員支援の体制が整っていること」があげられる。その方法として「教授に対する実践的な学びの提供」と「ITを活用した教授間の情報共有の促進」の2つが考えられる。それぞれを詳しく説明する。

まず、「教授に対する実践的な学びの提供」について説明する。高等教育の教授に対して、より実践的な学びの提供を行うことで、SDGsやESDといった教授の専門以外の分野についても学ぶことができる。結果的に持続可能な社会に向けた教育が可能になると考える。その根拠として、カナダとイギリスの事例をあげ、日本の状況と共に説明する。

Charles Hopkins (2012) は、カナダで新たに導入されている教師教育の取り組みについて強調している。カナダでは指導者トレーニングプログラムが進化しており、教育省や教育学部、校長など上級教育者を対象としたトレーニングが始まっている。マニトバ州では、持続可能な生活を実現するために、教育の指導者が3~5日間の泊まり込み研修を受け、学校全体の制度や方向性を見直す実践的な取り組みが行われている。具体的には、交通手段や購買・調達、建物の仕組みを改革し、ガバナンス、カリキュラム、人的能力、施設運用、地域協働の五つの分野で指標開発を進めている。これらの実践的な学びを通じて、教育界に変革を起こすことを目指している。また、鈴木 (2018) は、オンタリオ州の教員養成システムが進んでいることを指摘しており、明確な研修システムや教育関係機関の役割、質保証システムの存在が特徴である。教員や学校管理職の専門職基準に基づき、必要な資質能力を育成するための研修プログラムが州法に基づいて認証・実施されている。このように、カナダでは教師が実践的な学びを通じて専門性を高める取り組みが行われている。

イギリスでは、教員が実践的な学びを通じて教育の質を高めるために、「学習教授支援ネットワーク (Learning and Teaching Support Network)」や24の「学問分野別研究開発センター (Subject Centres)」を設立している。大学教員育成システムの中核を成すのは、新任教員を対象とした修士レベルのPGCHE (Postgraduate Certificate in Higher Education) プログラムである。これは2-3年かけて教育能力を証明するパートタイム制

の課程であり、オリエンテーションやワークショップ、授業研究プロジェクトや授業観察、ポートフォリオ作成などが含まれる。また、教員育成の基準として専門性の枠組みを設定しており、各教員が学習教授活動、研究活動、大学管理・運営の3つの専門性を柱として発展できるよう支援している。教育の方向性としては、「学習を可能にする」教育への転換や目標達成型のプログラム化を重視し、学生中心の教育やリーダーシップの育成にも力を入れている。このシステムにより、イギリスの教員は実践的な学びを通じて専門性を高め、高等教育の質保証と向上を図ることができる。

一方、日本においてはFD (Faculty Development) という、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組がある。2007年から大学院では義務化され、学部レベルでは大学設置基準における努力義務として位置づけられている。実施内容は、新任教員研修、教員向け各種研修会、教員相互の授業参観、授業評価、教育方法改善のための講演会や授業検討会、専門センターの設置など、多岐にわたっている。文部科学省が平成30年に行った調査によると、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況は以下の通りだ。

図 4-1 ファカルティ・ディベロップメント (FD) の実施状況

項目	平成 28 年	平成 30 年
教員相互の授業参観を実施する大学数	428 校 (57%)	417 校 (55%)
教員相互の授業評価を実施する大学数	151 校 (20%)	160 校 (21%)
アクティブ・ラーニングを推進するためのワークショップまたは授業検討会を実施する大学数	320 校 (42%)	293 校 (39%)

参考：文部科学省（2020）「平成 30 年度の大学における教育内容等の改革状況について（概要）」 pp. 4-6

図 4-2 専任教員の FD 参加率

項目	平成 28 年	平成 30 年
全員（100%）が参加した大学	121 校 (16%)	139 校 (18%)
4 分の 3 以上（75~99%）が参加した大学数	355 校 (47%)	406 校 (53%)

参考：文部科学省（2020）「平成 30 年度の大学における教育内容等の改革状況について（概要）」 pp. 4-6

図 4-3 専任教員の FD への参加率

項目	平成 28 年	平成 30 年
教員の教育面における業績評価・顕彰を実施している大学数	527 校 (70%)	567 校 (75%)

参考：文部科学省（2020）「平成 30 年度の大学における教育内容等の改革状況について（概要）」 pp. 4-6

図 4-4 研修内容に関する調査

内容	
教員と相互の授業参観	417 校 (54.8%)
新任教員を対象とした研修会など	407 校 (53.5%)
アクティブラーニングを推進するためのワークショップまたは授業検討会	293 校 (39%)
教員相互の授業評価	160 校 (21%)
大学院生を対象としたプレFD	30 校 (3.9%)

参考：文部科学省（2020）「平成 30 年度の大学における教育内容等の改革状況について（概要）」 pp. 4-6

これらの状況から、教員相互の授業参観と評価を実施する大学数は減少傾向にあり、教員間の交流やフィードバックの機会が減少していることがわかる。これに対し、専任教員のFDへの参加率は増加しており、特に全員が参加する大学の数が増えていることから、FDの重要性が認識されていることが分かる。アクティブ・ラーニング推進のワークショップや授業検討会の実施数が減少している一方で、教員の教育面での業績評価や顕彰を実施する大学の数は増加しており、教育活動に対する評価制度の充実が見られる。FDの取り組みとしては、授業参観、研修会、検討会などが行われており、5割以上の大学が授業参観や研修会を実施している。しかし、先ほどの海外事例として挙げたような実践的な研修は行われていないことがわかる。つまり、日本において、FDの重要性の認識は広がっているが、海外と比較して実践的な学びが行われていない。

カナダやイギリスでは、教員が実践的な学びを通じて教育の質を高めるための取り組みが行われている。カナダでは、教育省や教育学部、校長など上級教育者を対象としたトレーニングプログラムが進化しており、マニトバ州では持続可能な生活を実現するための実践的な研修が行われている。イギリスでは、「学習教授支援ネットワーク」や「学問分野別研究開発センター」が設立され、新任教員を対象としたPGCHEプログラムが中核となっている。このように、各国が実践的な学びを通じて教育界に変革を起こしていることは、日本の高等教育機関にとっても重要な示唆を提供している。特に、QS大学ランキングで「環境教育 (Environmental Education)」において高評価を受けている国々が実施している取り組みは、日本の大学も参考にすべきである。実践的な研修やプログラムを導入し、持続可能な教育を推進することで、日本の高等教育機関も国際的な評価をさらに高めることが期待される。

次に、「ITを活用した教授間の情報共有の促進」について説明する。山崎、林、深野（2019）は、FD活動として実施されている取り組みの頻度としてどのような活動が盛んであるか、日米で比較している。各活動の項目ごとに「よく行っている」、「時々行っている」、「あまり行っていない」、「全く行っていない」という4つの段階に分け、それぞれ4、3、2、1の値が与えられる。そして、平均値を出して日米を比較すると、アメリカにおいて15項目のうち、3番目に多かった活動として「ウェブリソース」が挙げられる。一方、日本で「ウェブリソース」は12番目であり、あまり行われていないことがわかる。

図 4-5 FDのアプローチに関する日米比較

項目	日本			アメリカ			日米差 Mean
	N	Mean	SD	N	Mean	SD	
デパートメントベースのワークショップ	314	2.68	1.02	307	2.75	1.01	-0.07
セミナー	307	2.66	1.02	301	2.74	1.06	-0.08
同僚による教育評価とフィードバック	309	2.60	1.04	295	2.25	1.02	0.35
実践的ワークショップ（数時間）	312	2.53	1.04	310	3.40	.81	-0.87
カフェやランチタイムにおける教育に関する同僚との非公式な会話	282	2.49	1.03	307	2.82	.94	-0.33
個々の相談	279	2.16	.95	311	3.25	.93	-1.09
学生意見調査	302	2.11	1.13	280	2.12	1.19	-0.01
教員の学習コミュニティ（セメスター、1年、定期的ミーティング）	290	1.94	.97	301	2.62	1.18	-0.68
専門家による教育評価とフィードバック	295	1.88	.92	299	2.65	1.09	-0.77
研修（2-3日）	308	1.84	1.02	297	2.47	1.17	-0.63
構造化されたディスカッション（事前のリーディングを含む）	290	1.81	.91	299	2.46	1.10	-0.65
ウェブリソース	282	1.73	.89	305	3.09	.94	-1.36
E-mailのニューズレター	284	1.56	.85	284	2.06	1.16	-0.50
ウェブセミナー	291	1.44	.70	296	2.08	1.07	-0.64
非同期のオンラインプログラム	272	1.42	.71	290	1.84	1.00	-0.42

注) 平均値と標準偏差は、よく行なっている=4、時々行なっている=3、あまり行なっていない=2、全く行なっていない=1

出典：山崎慎一・林透・深野政之（2019）「日米比較研究から見る総合的な学術能力の開発に資するFDの構築」p.62

ウェブリソースを用いることによって、空間的・時間的制約なく、新たな知識や技能を習得することが可能であることが、アメリカにおいてよく行われている理由であると指摘している。

また、名古屋大学の教育研究推進室年報 Vol. 3 において、中村は、現代の大学教育において、ITの活用は教授間の情報交換を飛躍的に促進する重要な役割を果たしていることを示している。中村は、イリノイ州立大学（アメリカ）の teaching center で教育全般のサポートを行っている。そこでは、具体的に Blackboard や Moodle といった学習管理システムの導入により、教授間で教材や指導法を即時に共有できる環境が整備されている。これらのプラットフォームでは、PDF や電子教材のオンラインライブラリー機能も提供されており、教育リソースの効率的な共有が可能となっている。また、ListServe を活用したメールディスカッションやオンラインセミナーの実施により、時間や場所の制約を超えた知識共有が日常的に行われている。特に注目すべき点として、300-600 人規模の教員が参加可能なバーチャルネットワークが構築され、Teaching Learning Community によるオンラインディスカッショングループが活発に運営されていることが挙げられる。このコミュニティでは、授業実践の共有や相互評価が積極的に行われ、教育改善のための知見が蓄積されている。さらに、CTLT による IT 基盤を活用した教員サポートシステムの確立や、教育ポートフォリオのデジタル化により、個々の教員の教育実践や成果が組織的に共有される仕組みが整っている。ビデオ撮影による授業改善とその知見のオンライン共有、オンライン・ブレンド型授業の実践例の共有など、多様な形態での情報交換が可能となっている。このように、ビデオ撮影による授業改善とその知見のオンライン共有、オンライン・ブレンド型授業の実践例の共有など、多様な形態での情報交換が可能となっている。このように、IT ツールの戦略的な活用により、大学教授間の情報交換は従来の対面形式による限定的なものから、より広範かつ深度のある形態へと発展し、結果として教育の質の向上に大きく寄与していると結論付けることができる。

このように、アメリカでは教授のFD活動として「ウェブリソース」が多く活用され、ITの活用が教授間の情報交換を飛躍的に促進する重要な役割を果たしていることがわかる。例えば、メールディスカッションやオンラインセミナー、バーチャルネットワーク、Teaching Learning Communityのオンラインディスカッショングループが活発に運営されており、教育改善のための知見が蓄積されている。以上の事例を踏まえ、日本もITを活用した教授間の情報共有の促進に積極的に取り組むことで、教員同士の学びが活発になると考えられる。

上記で示したように「実践的な学びの提供」や「ITを活用した教授間の情報共有の促進」といった形で高等教育機関における体制を整えることによって教員自身がSDGsやESDについて学ぶことができる。その結果として大学の持続可能な社会に向けた教育が進んでいくことが考えられる。

(2) 実践的な学びの提供と本質的なインターンシップ

「実践的な教育の欠如」という問題を解決する方法として「企業・地域との連携の体制を整えること」「本質的なインターンシップの導入」が考えられる。第1項と同様に、QS大学ランキング「環境教育 (Environmental Education)」において評価されている大学の多いイギリス、アメリカに着目した。また、この項目において唯一日本の大学として第2位という高評価を得ている東京大学についても調査を行なった。以下、「企業・地域との連携の体制を整えること」「本質的なインターンシップの導入」の2つについてそれぞれ説明する。

まず、「企業・地域との連携の体制を整えること」について説明する。大学が、企業や地域と連携をとりやすい体制を整えることによって産学連携といった学生にとって実践的な教育が促進されると考える。体制が整っている事例として、イギリス、アメリカのIUCRC、東京大学の変革をあげる。

まず、イギリスの産学連携体制の一例として、ケンブリッジ大学を中心とした「Cambridge Phenomenon」が挙げられる。これは、ベンチャー企業、サイエンスパーク、起業家、エンジェルネットワークなどが連携する仕組みであり、理工学部の先生方が将来のニーズを見据えたコンサルティング活動を通じて始まったものである。イギリスの大学は、横断的かつ学際的な問題に対し、大学の実験設備と教員の豊富な経験や知識を活用して、独立した立場から解析や助言を行うことができる。特にインペリアル・カレッジのインペリアル・コンサルタント社は、大学の中で最大の収入源となっており、コンサルタント業務をシステム化することで大学発のイノベーションを活性化させている。さらに、イギリスの多くの大学にはイノベーション部門が設置されており、PraxisUnicoという機関が修士や博士課程の若手をトレーニングしている。この取り組みは日本でも紹介され、代表者が京大でレクチャーを行ったこともある。共同研究や委託研究、マテリアル・トランスファー契約の雛型はPraxisUnicoとBIS省が作成し、迅速なプロジェクト開始を可能にしている。また、イノベーション部門の運営や人材育成も重視され、日本やアメリカの類似機関よりもきめ細かい支援が行われている。BIS省

の Technology Strategy Board 内の Knowledge Transfer Network では、専門分野に精通した人々が企業との連携を支援しており、若手研究者がノウハウにアクセスしやすい環境を整えている。このような体制により、イギリスの産学連携は非常に整っており、効率的なイノベーションが実現されている。

次にアメリカについて説明する。アメリカにおける、産学共同研究センター（IUCRC）プログラムは、産業界のイノベーター、学術チーム、政府リーダーとの緊密な関係を通じて、基礎研究の影響を加速させる仕組みを提供している。IUCRC は、企業パートナーや政府機関が大学の研究者と直接効率的に連携するための体制を整えており、共通の産業ニーズを満たす影響力のある研究を実施するほか、米国の技術開発リーダーシップを強化し、熟練した多様な労働力を育成することを目的としている。このプログラムでは、コンソーシアムの会員が共同で研究を構想し資金を提供するモデルを採用し、資金の90%以上を直接研究プロジェクトに割り当てている。大学や研究者、学生は、研究資金の提供や産業界とのパートナーシップの確立、教育や就職の機会を得ることで恩恵を受ける。産業界のメンバーは、知識や施設、機器、知的財産にアクセスし、研究成果を独自のプロジェクトに活用することでメリットを享受し、他の民間部門や政府機関と協力的に交流することができる。また、才能のある人材を発掘して採用する機会も得られる。これらの取り組みは、全米科学財団（NSF）によるセンターの管理費やガバナンスフレームワークのサポートを受けており、IUCRC は助成期間の終了までに独立して持続可能になることを目指している。さらに、毎年2,000名を超える学生が産業界に関連した研究に従事し、実地研修を行うことで、約30%の学生が会員企業に採用されている。1973年にNSFが設立したIUCRCプログラムは、産業界、学界、政府間の長期的なパートナーシップを促進し、相互利益のある研究プログラムを支援することで、国の研究インフラ基盤の強化、人材育成、技術移転を推進している。これにより、IUCRC は産学連携を促進し、革新的な技術開発を推進する役割を果たしていることがわかる。

最後に、QS 大学ランキングにおいて「環境教育（Environmental Education）」という項目で日本の大学で唯一高評価を得ている東京大学について説明する。当大学では、大規模な組織改革を行い、産学連携をより進めるための体制を整えた。日本の大学において企業との共同研究が小規模である理由として、共同研究がはじまるきっかけが、企業に何か課題が生じた時に相談したいため、また、新規採用分の学生を確保するため、大学の先生との関係をつないでおくため、というパターンが多く見受けられる。実際東京大学における1500件以上ある産学連携のほとんどは、企業における個々の事業の担当者や個々の教員の関係から生まれるボトムアップの関係であった。そこで、大学と企業はもっと密に連携すべきであると考え、組織体制を整えることに励んだ。行ったことは主に3つで、「知的財産の専門サポート」、「特許のサポート」、「利益相反のマネジメント」である。知的財産の専門サポートでは、知的財産を専門とする弁護士を幹部職員として迎え入れ、特許申請や技術の有効活用のサポート体制を整備した。特許のサポートでは、共同研究の前に単独で特許を取得することの重要性を認識し、そのためのサポートを進めている。利益相反のマネジメント:では、企業と大学は異なる目標を持つため、利益相反を合理的にマネジメントすることが重要である。そこで、東京大学では、

規則やガイドラインを整備し、秘密保持の環境を整えることで、企業と大学が信頼し合って連携できる条件を整えている。このように東京大学は、産学連携に取り組みやすい環境を整えるために変革を行っている。その結果、QS ランキングにおいて、日本の大学で唯一「Environmental Education」の項目で第2位という高評価を得られたのではないかと考えられる。

このように、イギリスやアメリカでは産学連携や地域との連携が整っていることから、実践的な学びの提供が進んでいると考えられる。また、日本の東京大学においても産学連携の体制を一新したことで実践的な学びを提供できるようになったと考えられる。

次に、「本質的なインターンシップ」について説明する。本質的なインターンシップを提供することによって実践的な学びの提供につながると考える。その根拠として、イギリスとアメリカの事例を用いて説明する。

まず、イギリスについて説明する。イギリスのKTP (Knowledge Transfer Program) という、若手研究者と企業の連携を加速させるための制度がある。この制度では、大学や大学院の新卒者を6ヶ月から3年間企業に派遣し、大学での研究や教育成果を企業の課題解決に役立てることを目指している。これにより、若手研究者は実績を積み、民間企業での就職に有利になる。KTPの目的は、大学の技術や知識を民間企業に移転し、産業に基盤を置いた研修を提供すること、そして共同研究を通じて大学の研究レベルを向上させることである。企業はKTP事務局と協力してプロジェクトを立ち上げ、適切な大学と提案書を提出し、審査を受ける。新卒学生はKTPアソシエートとして採用され、企業に派遣されることで実務経験を積む。この制度の成果として、年間約1,000件以上のパートナーシップが成立しており、派遣終了後には約60%の学生が産業界に就職している。インターンシップが企業と学生双方のニーズを満たしているため、イギリスの産学連携が進んでいるのである。KTPでは、企業がプロジェクトのテーマや目的についてKTP事務局に相談し、事務局は企業のニーズに合致した大学を探し、提案書を提出するプロセスがある。新卒学生(学士～博士レベル)はKTPアソシエートとして採用され、共同研究を行う。活動の中では、若手研究者間の交流や、シニア研究者によるメンタリング、プロジェクトの表彰制度、タスクマネジメントやスケジュール管理の支援が提供される。こうしたインターンシップ制度により、年間約1,000件以上のパートナーシップが成立し、企業のニーズに合致した大学の知識ベースが効果的に移管されている。これらの制度が企業と学生双方のニーズを満たしているため、イギリスの産学連携が進んでいると考えられる。

次にアメリカについて説明する。アメリカの産学連携体制においてはCO-OP教育というものが存在し、インターンシップ制度が広く普及している。1963年に設立されたアメリカコーオペ教育連盟(NCEA)およびアメリカコーオペ教育・インターンシップ連盟(CEIA)は、高等教育機関を中心にコーオペ教育を普及させ、政府からの理解と財政支援を確保することに努めた。この取り組みの中で、1965年の高等教育法や1968年の改

正案により、政府の財政支援が強化された。戦後の急速な技術発展により、新たな技術を持つ若い雇用者の需要が高まり、学生にとっても学費を稼ぎながら学べるコーオプ教育の気が高まった。アメリカ以外でも、カナダ、オーストラリア、イギリスなどでコーオプ教育が普及し、各国において独自のコーオプ教育連盟が設置されている。アメリカのインターンシップ制度は、企業の新卒採用を拡大するため、学生の企業での就業体験を大学教育の一環として単位化する CO-OP 教育として広く実施されている。企業は CO-OP 教育を通じて学生を評価し、卒業後に正社員として働く意思があるかを確認してオファーを出す。これにより、企業は初期トレーニングコストを削減できるメリットを享受し、学生にとっては履歴書への記載や推薦状の獲得がインセンティブとなっている。米国シンシナティ大学の例では、2015 年の調査によると、米国企業の 92%がインターンシップを、45%が CO-OP 教育を導入しており、インターンおよび CO-OP を経て新規採用に至る割合はそれぞれ 52%、38%である。これらの制度が企業と学生双方のニーズを満たしているため、アメリカの産学連携が進んでいる。

このように、学生が就職するための実績づくり、企業にとっては学生の知識を活かした研究をビジネスに繋げられる、という win-win な関係が産学連携を促進していると考えられる。日本においてもインターンシップは増えているが、アメリカや海外と違い、1日ですべて終わるものや、企業は単なる学生の早期獲得を目指していたりと、本当のインターンシップが行えていないと考える。そのため、企業がインターンシップを行うのであれば、学生にとってよりよい経験となるような取り組みを行うべきである。そうすることで、学生が実践的な学びを得るだけでなく、結果として、企業においても研究が進み、良い影響をもたらすと考えられる。

このように、実践的な教育の欠如を解決するためには、企業と地域との連携体制を整えること、そして本質的なインターンシップの導入が重要である。イギリスやアメリカの成功事例から見てもわかるように、大学が企業や地域と連携を取りやすい環境を整えることで、実践的な教育が促進される。例えば、イギリスの「Cambridge Phenomenon」や KTP プログラム、アメリカの IUCRC プログラムは、産学連携の成功例として挙げられる。これらの取り組みにより、大学と企業は密に連携し、イノベーションの活性化と実践的な人材育成が実現している。さらに、本質的なインターンシップ制度の導入は、学生が企業での実務経験を積む絶好の機会を提供し、卒業後の就職に有利に働く。イギリスの KTP やアメリカの CO-OP 教育は、企業と学生の双方のニーズを満たし、効率的な産学連携を進める要因となっている。これにより、学生は実践的なスキルを身につけ、企業は即戦力となる人材を確保することができる。したがって、企業・地域との連携体制を整え、本質的なインターンシップ制度を導入することが、産学連携のさらなる促進と実践的な教育の実現に不可欠であると考えられる。

第2節 情報開示/説明責任に関する大学間のばらつき

この問題を解決する方法として「情報開示をより明確に統一化する」「情報開示を寄付金を集めるための行動の一つとして捉えること」「日本全体として情報開示の関心を高めること」が考えられる。まずこのように考えた理由として、情報開示に取り組む理由につ

いて触れる。SDGs レポートや情報開示に関する評価の高い大学が多くあるイギリス、アメリカの大学の財務体制について説明し、日本との相違点や参考にするべき点について明らかにする。

(1) 情報開示の統一化

まず、「情報開示をより明確に統一化する」について説明する。そのように考える根拠として PRME における SIP レポートと、日本私立大学連盟が発表している「私立大学における情報の開示」を比較する。まず、PRME における SIP レポートとは、PRME に参加する団体が定期的に提出する必要があるレポートである。このレポートでは、6つの原則の実施状況を報告する必要がある。このレポートは、PRME の6原則の実施状況をステークホルダーに共有するためのものであり、責任ある経営教育の透明性と信頼性を高めるための重要な手段である。SIP レポートでは、質問票に回答し、証拠を提出する必要がある。質問票には全部で9つの質問がある。各質問の内容について説明する。Q1、Q2 は社会と地球に対する組織的責任と説明責任に関する質問である。PRME に署名をした上で、責任者、そして説明責任と責任を負う組織の設置について、有無だけでなく大学内のどの立場の人が所属しているのか問われている。Q3 では、教育内容について、RME が含まれているか、また、どのレベルの学生にまで教育がなされるのか問われている。Q4 では研究内容についてである。研究活動に RME が含まれているかどうか、また、会議や報告会、支援を行っているかどうか問われている。Q5、Q6 はステークホルダーとの関わりについてである。ステークホルダーとの対話、情報提供等の交流を行っているか、また外部機関との連携を行っているかが問われている。Q7、Q8 は大学の経営に関するものだ。温室効果ガスや平等などの規則があるか、また目標を設定しているか問われている。Q9 では、情報開示に関するものである。RME に関連するポリシーの活動について成功、失敗に関わらず情報開示することを求めている。まとめると、一般企業に求められるものと同じである組織としての社会的責任と、教育と研究を行っているからこそ、教育内容と研究内容について RME（責任ある経営教育）が求められていることがわかる。また、何について記載すべきかが明確である。一方、日本私立大学連盟が発表している「私立大学における情報の開示」では、開示内容として以下の内容が示されている。

私立大学が開示する情報は、上記の開示の意義や目的に照らして適切なものでなければならない。開示情報の選択に当たっては、例えば、大学設置基準や大学基準連盟の自己点検・評価項目や相互評価項目などが参考になろう。また、私立大学については財務状況をはじめとする経営に関する情報についても開示を促進することが必要である。情報開示に当たっては、基本的には大学についての包括的かつ体系的な情報を提供することが必要である。また、開示内容のレベルは社会的な承認を得られるものでなければならない。実務上の指針としては、大学基準連盟がすでに実施している相互評価の点検項目を用いることができる。その際、利用者の便を図り、かつ、その情報の客観性を裏づけるために自己点検・評価報告書等の基礎データと結びつけた開示とすることが有益である。また、情報内容の質の水準を確保するには第三者評価に基づくものでなければならない。情報開示は、私立大学がその活動を社会に認められるために行う営みである。社会の理解を得るためには利用者が理解しやすい方法で開示することが重要となる。自己点検評価であれ、

相互評価であれ、第三者評価であれ、その内容を資料として提供するだけでは社会の理解は得られない。さらに、その大学の特性や個性を反映した形で開示情報を提示することも大切である。情報開示に当たっては、以下に示す開示情報の性格を考慮し、開示項目を選択することが望ましい。[情報内容] (1) 開示情報の性格 ① 情報としての包括性・体系性・継続性・一貫性・更新性 ② 受け手にとっての理解容易性・明瞭性・重要性 ③ データに基づく客観性(数値で表現可能な事項はできるかぎり数値を用いる) ④ 大学の個性・特性を示す情報 (2) 開示項目 大学設置基準、大学基準連盟「相互評価」の項目等を参考 10 情報開示に際して、開示する内容をどの範囲とし、どのような形態(形式、説明内容、その他)とするかは、それぞれの大学が決めるべきものである。しかしながら、利用者の立場からすると、私立大学の開示する情報に共通するものがあれば、大学情報は一層利用価値があるものとなる。この意味で、私立大学として最低限開示すべき情報を示すガイドライン(参考例参照)を設けることが望まれる。

この開示内容は、抽象的であり、大学によって開示の細かさや内容が大きく異なってしまうことが予想できる。開示内容として必要な要素はわかるが、SIP レポートのように具体的にどのような分野で何を記せばいいのかがわからないと、大学側における労力が多くなり、また、質も下がってしまうことがわかる。そのため、SIP レポートのように、何を記すべきか明確に記すことで国全体として積極的な情報開示を促すことができると考える。

(2) 情報開示と寄付金

次に、「情報開示を寄付金を集めるための行動の一つとして捉えること」について説明する。まずアメリカやイギリスの大学における財政状況を説明し、次に企業が情報開示を行うメリットを説明する。

まずアメリカやイギリスの大学における財政状況を日本と比較して説明する。

日本政府が行った日本とアメリカの大学における寄付状況の比較では、日本では寄付の割合が3%を占める。一方でアメリカでは16%を占め、日本と比較して圧倒的に寄付の割合が大きいことがわかる。また、QS 大学ランキングにおける「Environmental Impact (環境的影響)」という項目では、オープンアクセス出版(出版物やデータなどの学術情報へ、無料かつオープンにアクセスできるかどうか)と、透明な財務報告(内部および外部の利害関係者は、組織の財務状況、財務に対する責任、収入の依存関係、支出の優先順位を把握できるような透明な財務報告をしているかどうか)という要素が含まれる。具体的に、この項目において1位を獲得している University of California, Berkeley (UCB) では、その他の収入(ペル・グラント、個人からの寄付、投資収益など)が17.8%を占める。

図 4-6 日本の大学の財政状況

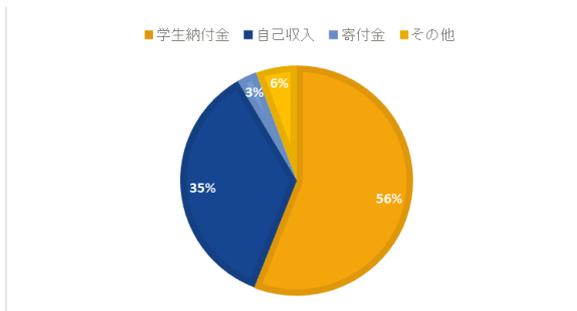
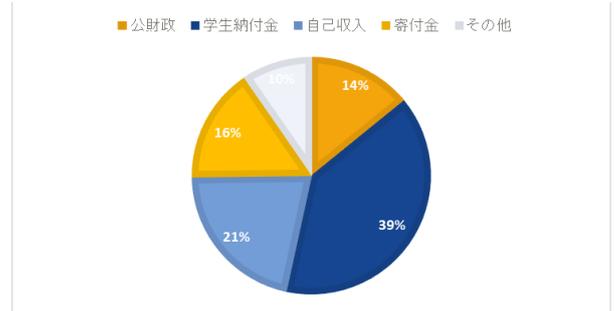
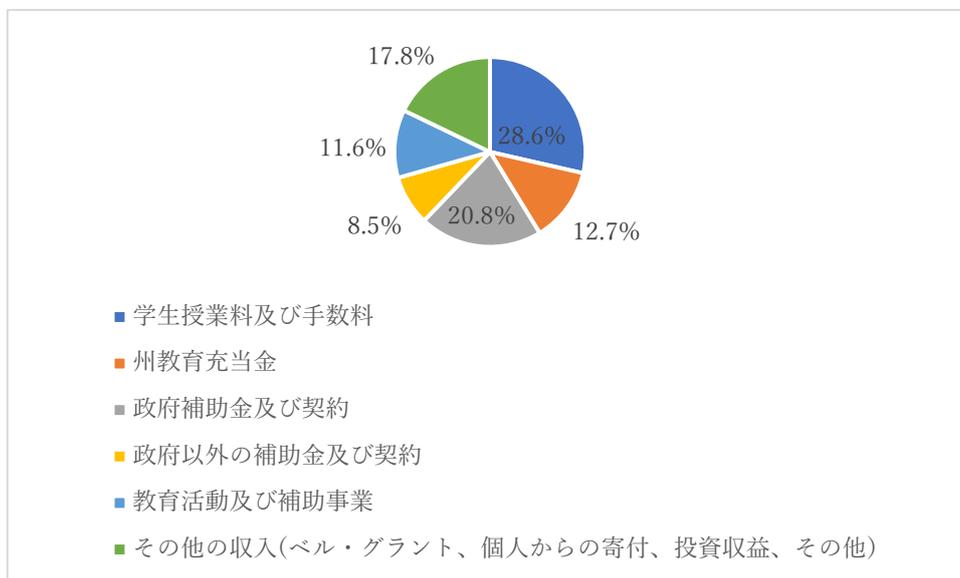


図 4-7 アメリカの大学の財政状況



出典：文部科学省（2018）「寄附に係る基礎資料」 p. 7

図 4-8 University of California, Berkeley (UCB)における財務状況



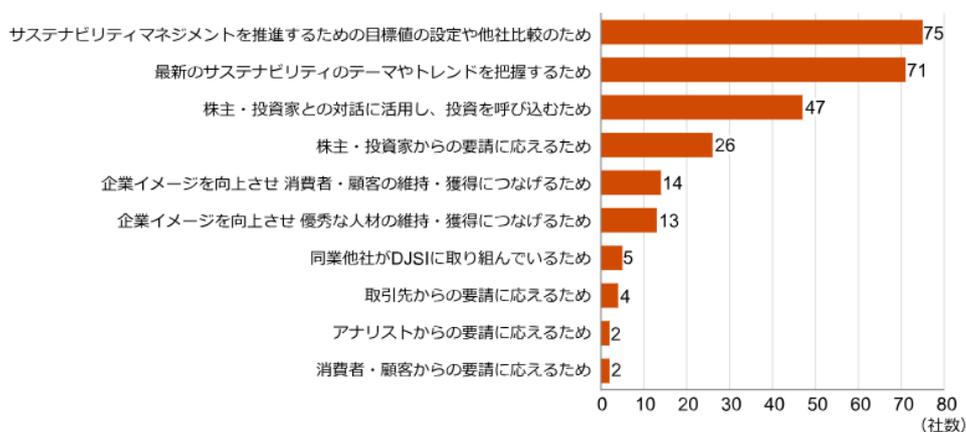
参考：北場 林（2015）「米国大学における財務状況の分析」 p. 6

また、日英合同推進委員会が行ったイギリスと日本の大学の比較では、具体的にイギリスでは、シェフィールド大学とオクスフォード大学、日本では東京大学の比較を行っている。寄付金・基金による収入について、シェフィールド大学 17.7%、オクスフォード大学 20.8%、であり、東京大学にはそれに相当するものはほぼない、との記載がある。このようにイギリスとアメリカでは日本と比べて寄付金の割合が大きいことがわかる。そのため、前述したように寄付金をもらっているから、また、寄付をしてもらえる大学となるために社会的責任を果たし、情報開示に取り組んでいると考えられる。

次に、企業が情報開示を行うメリットについて説明する。企業におけるメリットが大学が情報開示を行うメリットに通ずるものであると考えられるからだ。企業において CSR に取り組む理由、または企業のサステナビリティへの取り組みを毎年評価するものに取り組む理由として「企業価値向上」や「投資を呼び込むこと」が大きな割合を占めている。東京商

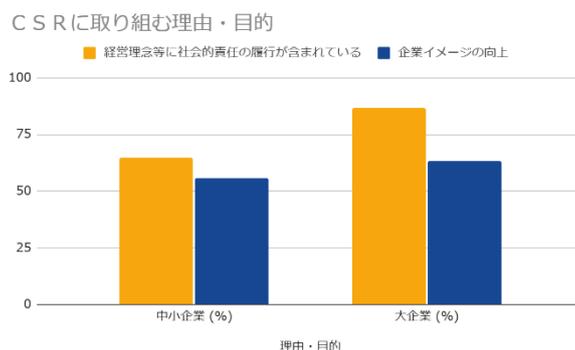
工会議所（2005）が行った調査によると、中小企業のCSRに取り組む理由・目的について「経営理念等に社会的責任の履行が含まれている（64.8%）」が最も多く、「企業イメージの向上（55.7%）」とともに半数に達している。そして大企業では「経営理念等に社会的責任の履行が含まれている（86.7%）」が最も多く、「企業イメージの向上（63.3%）」が半数に達している。このことから、企業がCSRに取り組むモチベーションとなっていることとして「イメージの向上」が大きな役割を果たしていると考えられる。また、PwC（2020）における、サステナビリティ情報開示の動向に関する調査では、S&P Global Corporate Sustainability Assessment（CSA）という企業のサステナビリティへの取り組みを毎年評価するものに取り組む活動に取り組む理由として、半数以上の企業が「株主・投資家からの要請に応えるため」と回答している。

図 4-9 企業が S&P Global CSA に取り組む理由



出典：PwC（2020）「質問：貴社が S&P Global CSA（DJSI: Dow Jones Sustainability Index）」に取り組む主な理由をおしらせください（3 つまで選択）

図 4-10 CSR に取り組む理由・目的



東京商工会議所(2005)『『企業の社会的責任（CSR）』』についてのアンケート調査』 p. 29

このことから、企業がCSRに取り組む、情報開示を行う理由として、「企業価値向上」や「投資を呼び込むこと」が大きな要因になっていることがわかる。大学に置き換えて考えると、大学の価値向上のため、また寄付金を集めることが社会的責任を果たし、情報開

示を行う大きな要因になると考えられる。そのため、大学は情報開示を寄付金を集めるための行動の一つとしてとらえ、積極的に情報開示をすることで大学による差が減るのではないか、と考える。

(3) 情報開示の関心拡大

次に「日本全体として情報開示の関心を高める」ことについて説明する。ASMARQ が2022年に行った調査によると、日本におけるSDGsの認知度は高いが、認知者のうち情報収集している人の割合は低いことが示されている。「情報収集をしている・どちらかといえばしている」と回答している人の割合は日本では30.6%、アメリカでは56.2%となっている。また、「SDGsの活動をしている企業への印象」という質問に対し、日本では「何も思わない」と回答している人の割合が30.6%、アメリカでは8.23%と、3倍以上多い。「応援したくなる」という回答は日本では32.1%、アメリカでは41.1%、「信頼できる」という回答は日本では19.6%、アメリカでは39.0%と2倍近く多い。

図 4-11 SDGs の認知度

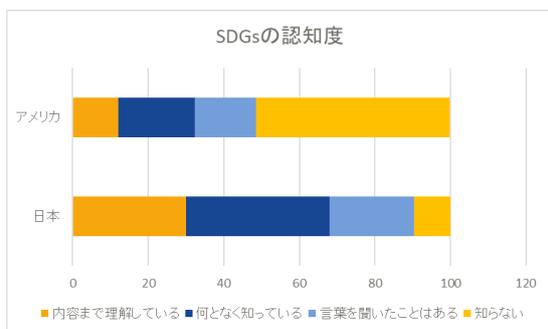


図 4-12 SDGs に関する情報収集の割合

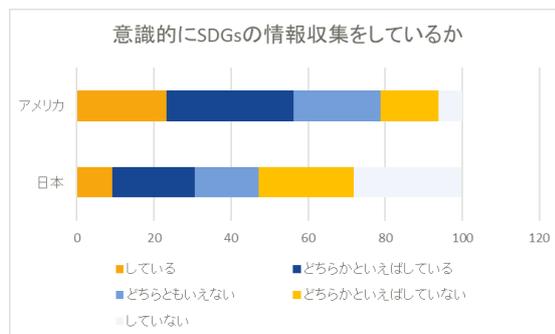
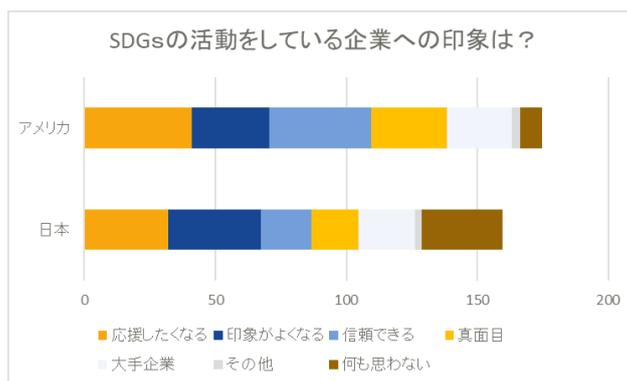


図 4-13 SDGs に関する企業への印象



参考：アスマーク グローバルチーム (2022) 「日本・アメリカ・中国のSDGsに関する意識比較調査」

このことから、一般的に日本はアメリカと比較すると企業の情報開示に関心が少ないことがわかる。それは、企業だけでなく、大学においても同じことが想定される。このように一般の関心が低ければ大学がそういった活動の情報開示を積極的に行わないのも当然である。そのため、一般における関心度を高める必要がある。そして、一般の関心度が高ま

ることによって、大学の取り組む姿勢にも変化が現れると考える。

このように、情報開示において、日本の大学にばらつきがあることを解決するためには、「情報開示をより明確に統一化する」「情報開示を寄付金を集めるための行動の一つとして捉えること」「日本全体として情報開示の関心を高めること」という3つの解決策が考えられる。日本とアメリカやイギリスといった、情報開示の進んでいる国を比較すると、情報開示の規定がより明確な組織に加盟していたり、寄付金が財源に大きな役割をはたしていたり、一般における情報開示の関心が高かった。そのため、日本の大学が、これら3つに取り組むことで大学における情報開示のばらつきを解決できると考える。

第3節 外部機関との連携不足

第3章 第3節において、外部機関との連携においても、日本の大学が国際的な組織への参加が不足しており、国際的な協力体制が十分に整っていないことが課題として浮き彫りとなった。この課題の原因として「歴史的背景」「認識不足」「資源不足」の3つが考えられる。まずこれら3つについて説明し、解決策として「社会的責任を果たすことの認識を広げること」、「財源確保のための投資」の2つについて説明する。

外部との連携が不足している原因として、歴史的背景について説明する。歴史的背景として、「政策の遅れ」「経済第一主義であったこと」「トップダウン型」の3つが考えられる。まず「政策の遅れ」について説明する。政府によって、学校教育の中で「持続可能な開発のための教育（ESD）」が学制指導要領に組み込まれることが決定したのは、2016年12月であった。そして、2017年3月に公示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領及び2018年3月に公示された高等学校学習指導要領においては、全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられた。しかし、国際的にみても2015年の9月25日-27日、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開かれ、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。このアジェンダでは、目標4.7として、「2030年までに、持続可能な開発を促進するために必要な知識とスキルをすべての学習者が獲得できるようにすること」が掲げられている。そのため、日本の政策は国際的な動きと比較すると、遅れていることがわかる。次に、「経済第一主義であったこと」について説明する。1950年代から1970年代にかけての高度経済成長期には、政府がインフラ整備や産業振興に大規模な投資を行い、経済成長を最優先課題とした。この結果、環境問題や社会的な持続可能性に対する配慮が後回しにされた。経済成長を優先するあまり、1970年代には公害問題が深刻化し、環境保護の重要性がようやく認識されるようになった。そして、国際的な枠組みや目標が設定されるまで、日本国内での持続可能な開発に関する教育や政策の重要性が十分に認識されていなかったことも、持続可能性に関する取り組みが遅れる一因であると考えられる。最後に「トップダウン型」について説明する。戦後の高度経済成長期において、政府は経済成長を最優先課題とし、迅速な意思決定と実行が求められた。このため、中央集権的なトップダウン型のアプローチが効果的とされた。また、日本の官僚制度は縦割り行政の傾向が強く、部門間の連携が不足していたため、上層部が一貫した方針を示すことが重要視された。さらにさかのぼれば、日本の企業文化においても、上意下達の伝統

が根強く残っている。これは、歴史的に見ても、封建時代の武士社会における主従関係や、明治維新以降の中央集権的な政府運営が影響している。これらの要因が重なり、日本ではトップダウン型のマネジメントスタイルが広く採用されるようになった。このような体制では、上層部の意思決定が優先され、現場の声や多様な意見が反映されにくく、持続可能な社会といった複雑で多面的な対応が難しくなることが考えられる。このように、日本のトップダウン型のマネジメントスタイルは、持続可能な社会への取り組みを遅らせる要因となった。まず、トップダウン型では上層部の意思決定が優先されるため、現場の声や多様な意見が反映されにくい。このため、持続可能な開発のような複雑で多面的な課題に対する柔軟な対応が難しくなる。また、縦割り行政の傾向が強く、部門間の連携が不足しているため、持続可能な社会の実現に必要な統合的なアプローチが取れなかった。さらに、政策決定プロセスが複雑で、新しい取り組みを迅速に導入することが難しかったことも、持続可能な社会への取り組みを遅らせる一因となった。こういった歴史的背景から、持続可能な社会、および組織としての社会的責任に関する遅れが生じたと考えられる。

次に、外部との連携が少ない理由として考えられる「認識不足」について説明する。認識不足の理由として「産学連携の少なさ」が挙げられる。第3章第2節で示したように、日本の大学における企業や地域との連携は他国と比較して遅れていることがわかる。大学と企業が協力することで、新しい技術や製品の開発が加速したり、企業の実務経験と大学の研究能力が組み合わさることで資源の効率的な活用、よりよい研究を社会に還元することが可能になる。産学連携は持続可能な社会への取り組みや、組織としての社会的責任をより果たしていくために必要なものであり、そういった活動があることによって、連携の必要性が認識され、さらなる連携につながると考えられる。そのため、産学連携の少なさや PRME や UNGC といった社会的責任を果たすための組織の認識を遅らせていると考えられる。また、「社会全体としての意識の低さ」も認識不足の要因であると考えられる。日本における CSR の認識は、欧州とは異なる背景要因がある。国内では包括的な世論調査が少なく、2002 年の環境省の調査では、個人投資家の多くが環境問題や消費者保護を重視する一方で、労使関係や従業員の権利、コミュニティへの貢献などは関心が低かった。また、経済同友会の調査でも、企業の社会的責任として「より良い商品やサービスの提供」や「法令遵守」が重視される一方で、人権尊重や社会貢献活動は低い評価に留まっている。欧州では多国籍企業の影響や歴史的背景から CSR への関心が高いが、日本では国内市場への関心が強く、グローバルな視点が欠けている。また、市民社会組織のプレゼンスが低く、NGO の影響力も小さいため、企業への監視や期待が少ない。これらの背景から、日本では CSR に対する関心が低く、持続可能な社会や組織としての社会的責任に関する取り組みが遅れていると考えられる。こういった認識の低さから、日本全体として社会的責任を果たすための意識の低さにつながっていると考えられる。

最後に、外部との連携が少ない理由として「資源不足」が考えられる。大学は現在資金不足に陥っている。大学における資金不足によって、金沢大学ではキャンパスのトイレ回収費用をクラウドファンディングで募集した。本来、施設整備のための費用として国からの運営交付金が支給されているが、そのお金だけでは賄いきれなかったことがわかる。国からの運営交付金は施設整備費、教職員の人件費、光熱費、実験や十種に必要な備品購入

費等に充てられるものである。国立大学全体としては2005年から2019年までの15年間で運営費交付金1,345億円減額されている。金沢大学単体においては法人化された2004年度と比較して17億円ほど運営交付費が減額されている。一方で国立大学における経常費用としては、教育研究の高度化や国立大学の果たすべき役割の多様化、光熱水費の上昇、消費税増税に伴い、7,687億円ほどが増加している。運営交付金に関して国立関係者の主な意見としては「今後国立大学が国や社会からの大きな負託に一層こたえていくためには運営費交付金全体の増額が必須ではないか」「毎年、評価を行い、その結果を運営交付金の配分に反映させることや、評価指数が毎年変更されることは大学における教育研究活動の基盤の不安定化につながり、水準向上等を阻害する要因と合っているのではないか」といった声が上がっている。朝日新聞が全86国立大学の学長に対して行った調査によると、7割近くが、国立大学の法人化とその後の大学政策の影響について「悪い方向に進んだ」と回答している。また、私立大学においても運営交付金が減額されている。私立大学等経常費補助金は主に①教育条件と研究条件の維持向上②在学生の修学上の経済的負担の軽減③経営の健全化という3つに寄与するために国から大学等を設置する学校法人に交付されている。2005年度に3,293億円であった私立大学経常費補助金予算額は2021年度には2,975億円と、17年間で318億円減額されている。このように国立大学、私立大学ともに資金不足に陥っており、大学それぞれが経済基盤を強固なものにするような努力が求められている。このような現状の中で、他との連携を行って、組織の社会的責任を果たすといったプラスの取り組みを行うべきではあっても、財政的な観点から行うことに困難が伴っていることがわかる。SIP Report からわかるように、PRMEに加盟することで社会的責任を果たすためにさまざまなことを行い、情報開示を行う必要がある。しかし、現在の日本の大学の財政状況としては難しい部分がある。

このように、日本の大学がUNGCやSDGs Accordなどの国際的な組織に加盟している数が少ない理由として、歴史的背景、認識不足、資源不足が挙げられる。歴史的背景としては、持続可能な開発のための教育(ESD)が学制指導要領に組み込まれたのが遅かったことや、経済成長を優先して環境問題や社会的持続可能性が後回しにされたことが影響している。また、トップダウン型のマネジメントスタイルが現場の声や多様な意見を反映しにくく、持続可能な社会への対応が遅れる要因となっている。認識不足に関しては、産学官連携の少なさや社会全体としてのCSR(企業の社会的責任)への関心の低さが挙げられる。さらに、大学の資金不足も大きな問題であり、運営交付金の減額や経常費用の増加により、持続可能な社会への取り組みが困難になっている。

これらの解決方法として「社会的責任を果たすことの認識を広げること」「財源確保のための基金と投資」の2つが考えられる。

(1) 社会的責任の認識拡大

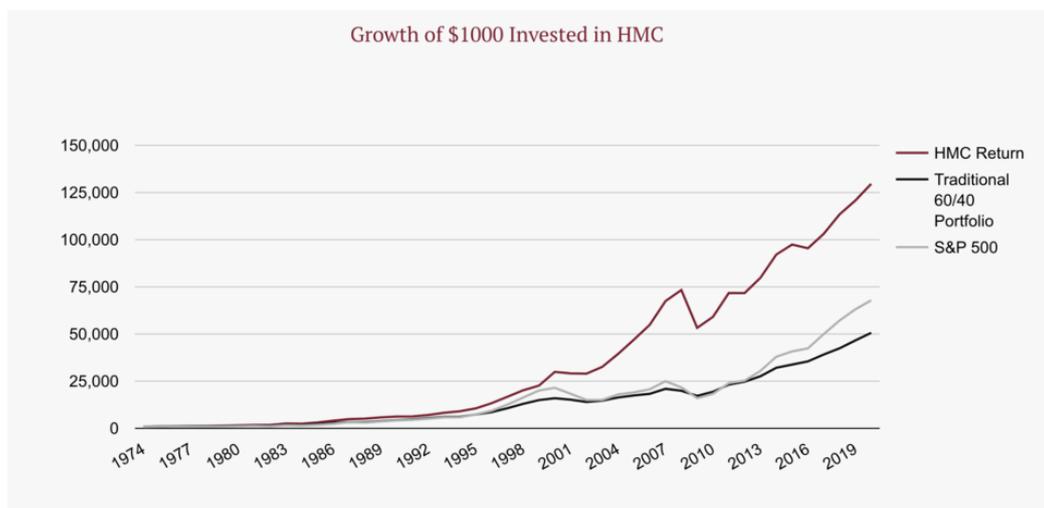
まず、「社会的責任を果たすことの認識を広げること」について説明する。認識を広げるためには、第1節で述べたような「教員支援の体制を整えること」、第2節で述べたような「企業・地域との連携の体制を整えること」「本質的なインターンシップ」が必要不可欠である。まず、教員支援の体制を整えることが重要である。教員が持続可能な開発目

標（SDGs）や社会的責任に関する教育を効果的に行うためには、適切なリソースとサポートが必要である。これにより、教員は学生に対して高品質な教育を提供することができる。次に、企業・地域との連携の体制を整えることが重要である。大学が社会的責任を果たすためには、地域社会や企業との協力が不可欠である。これにより、大学は実際の社会問題に対処するための実践的な知識とスキルを学生に提供できる。また、地域や企業との連携を通じて、大学はその地域の持続可能な発展に貢献することができる。最後に、本質的なインターンシップの提供が重要である。学生が実際の現場で経験を積むことができるインターンシップは、学んだ知識を実践に生かすための貴重な機会である。本質的なインターンシップを通じて、学生は社会的責任についての理解を深め、将来的に持続可能な社会の実現に貢献できる人材に成長することができる。これらの取り組みを通じて、大学は社会的責任に関する認識を広げることができると思う。

(2) 財源確保のための寄付金制度

次に2つ目の「財源確保のための基金と投資」について説明する。大学が財源を確保するために、基金の設立と、そのお金を投資として活用する仕組みが必要である。小藤（2021）はアメリカの私立大学では補助金や研究費の確保のために資産運用が注目されていることを指摘している。日本での運用収入はわずかでしかないが、米国では大きな割合を占めている。その理由としてハイリスク・ハイリターンの運用を実行できる基金の存在がある。寄付基金という組織が大学本体とは別に存在するため、寄付金を大胆に運用することが可能になっている。ハーバード大学の2019年度の財務分析では、事業収入計5,510,570,000ドルのうち、授業料収入は1,200,838,000ドルで21.8%、一方で運用収入が34.6%であり、運用収入が授業料収入よりも大きいことがわかる。以下の図は、ハーバード大学の金融資産を管理している団体「HMC」の資産運用の推移を示している。これは、1974年に1,000ドルを投資した場合、2020年に約129,000ドルに増える結果である。

図 4-14 HMC による資産運用推移



出典：HMC（2019）「Growth of \$1000 Invested in HMC」

大学における投資では、長期的視点に立ち、複数の投資先に分散投資を行い、リスクを低減しつつ高いリターンを目指す必要がある。これにより、大学の財政基盤が安定し、教育や研究活動への投資が増加するという好循環が生まれるからだ。このように、アメリカでは基金を設置し、長期的な視点に立った資産運用の戦略によって安定した財政基盤を築くことができている。複数の投資先に分散投資を行い、リスクを低減しつつ高いリターンを目指している。一方、日本の大学においては、資金運用に対するリスク管理の体制がまだ十分ではなく、また投資文化が定着していないことが課題である。日本でも、アメリカの大学の成功事例を参考にしつつ、リスクとリターンのバランスを取りながら資金運用を進めることで、財源確保に向けた新たな道を切り開くことが求められる。このように、日本の大学が運用収入を増やすためには、運用体制の整備とリスク管理の強化が必要であると考えられる。また、寄付文化の醸成といった側面からも、社会全体で大学の運用活動を支える仕組みを構築していくことが重要である。これにより、教育の質向上や研究開発の推進が期待され、ひいては日本全体の学術・研究水準の向上につながるであろう。したがって、日本の大学が安定した財源を確保し、教育や研究の質を高めるためには、基金と投資による資産運用を積極的に推進し、長期的な視点での運用戦略を確立することが必要である。

本節では、日本の大学が国際的な組織への参加と連携が不足している現状を明らかにし、その原因として「歴史的背景」「認識不足」「資源不足」の三つの要因を挙げた。まず、歴史的背景として、持続可能な開発のための教育（ESD）が日本の教育政策に組み込まれるのが遅れたことや、経済成長を最優先して環境や社会的持続可能性が後回しにされたことが指摘された。加えて、日本の中央集権的なトップダウン型のマネジメントスタイルが現場の声を反映しにくく、持続可能な社会への対応が遅れた一因となっている。

認識不足の理由としては、産学連携が他国に比べて少ないことや、社会全体としてCSR（企業の社会的責任）への関心が低いことが挙げられる。これにより、持続可能な社会や組織としての社会的責任の重要性が十分に認識されていない現状が浮き彫りになった。さらに、資源不足としては、大学の資金不足が深刻な問題となっており、運営交付金の減額や経常費用の増加が、持続可能な社会への取り組みを困難にしていることがわかった。

これらの問題の解決策として、「社会的責任を果たすことの認識を広げること」と「財源確保のための基金と投資」の二つが挙げられる。認識を広げるためには、教員支援の体制を整えることや、企業・地域との連携、本質的なインターンシップの提供が重要である。また、財源確保のためには、基金の設立とその資産運用を通じて、安定した財政基盤を築くことが必要である。

第5章 大学における社会的責任

第1節 日本における大学の社会的責任と解決策

本論文では、「大学における社会的責任」をテーマに、まず「大学の社会的責任として求められていること」を明らかにした。そして、それをもとに、日本における課題とその解決策として海外事例を用いて提案した。

大学の社会的責任（USR）は、企業の社会的責任（CSR）の影響を受けて発展してきた。CSRが求められる背景には、企業の巨大化とグローバル化、企業不祥事の増加、環境問題の深刻化、消費者意識の変化などがある。企業は利益だけでなく、社会全体に対する影響を考慮し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みが求められている。大学も同様に、教育、研究、社会貢献を通じて持続可能な社会に貢献する役割が期待される。USRは「社会全体に影響を与える研究と教育を行い、ステークホルダーに配慮し、持続可能な社会を実現すること」と定義できる。

大学の社会的責任として求められていることとして「持続可能な社会に向けた教育/研究」「情報提供および説明責任」「外部機関との連携」の3つが考えられる。まず、持続可能な社会の実現に向けた教育および研究の推進が重要である。多くの教育機関や評価基準において、ESD（持続可能な開発のための教育）の認知度向上と教員の研修充実が必要とされており、学生に対する包括的な教育が求められている。次に、情報提供および説明責任の徹底が求められている。各ランキングや調査では、大学が透明な情報開示を行い、ステークホルダーに対する説明責任を果たすことが強調されている。特に、研究成果や財務情報の公開が信頼性と透明性を高めるために重要である。最後に、外部機関との連携強化が必要である。国際的な協力体制を整え、他国の機関やNGOと連携することで、持続可能な社会の実現に向けて効果的な解決策を見つけることが求められる。

「持続可能な社会のための教育/研究」においては、日本におけるESDの認知度が低く、教員のSDGsに対する理解不足が課題であることが判明した。これにより、教育機関や社会全体での取り組みが十分に進展していない現状が浮き彫りになった。また、日本の大学における「情報提供および説明責任」については、QSランキングやTHEインパクトランキングの評価においてばらつきが見られ、特に「環境的影響」や「SDGレポートの発行」に関する情報開示が不十分であることが明らかになった。これらの結果は、大学間での情報開示の透明性や一貫性の欠如を示している。さらに、「外部機関との連携」においても、日本の大学が国際的な組織への参加が不足しており、国際的な協力体制が十分に整っていないことが課題として浮き彫りとなった。

これらの課題の解決策として、「持続可能な社会のための教育/研究」では、持続可能な開発のための教育（ESD）やSDGsの認知度が低い、という課題の解決方法として実践的な学びの提供や、ITを活用した教授間の情報共有の促進することが考えられる。高等教育機関における体制を整えることによって教員自身がSDGsやESDについて学ぶことができ、結果として大学の持続可能な社会に向けた教育が進んでいくことが考えられる。「実践的な教育の欠如」という課題では、企業や地域との連携体制の整備と本質的なインターンシップの導入が重要である。イギリスやアメリカの成功事例からもわかるように、大学が企業や地域と連携しやすい環境を整えることで、実践的な教育が促進される。イギリスの「Cambridge Phenomenon」やKTPプログラム、アメリカのIUCRCプログラムがその成功例である。これらの取り組みにより、大学と企業は密に連携し、イノベーションの活性化と

実践的な人材育成が実現している。さらに、本質的なインターンシップ制度の導入は、学生が企業での実務経験を積む絶好の機会を提供し、卒業後の就職にも有利に働く。したがって、企業・地域との連携体制を整え、本質的なインターンシップ制度を導入することが、産学連携のさらなる促進と実践的な教育の実現に不可欠であると考えられる。

また、情報開示のばらつきを解消するためには、「情報開示の明確な統一化」「情報開示を寄付金集めの一環として捉えること」「日本全体として情報開示への関心を高めること」の3つが有効であると考えられる。情報開示の進んでいる国々では、規定の明確な組織に加盟したり、寄付金が財源に大きな役割を果たしたり、一般の関心が高いことが分かっている。日本の大学もこれら3つの取り組みを進めることで、情報開示のばらつきを解消できると考えられる。

最後に、外部との連携不足を解決するためには、「社会的責任の認識を広めること」と「財源確保のための基金と投資」の二つが重要である。認識を広めるには、教員支援体制の整備、企業や地域との連携、本質的なインターンシップの提供が必要である。また、財源確保のためには、基金の設立と資産運用を通じて、安定した財政基盤を築くことが求められる。

日本の大学がより社会的責任を果たすためには、まず、「持続可能な社会に向けた教育/研究」の推進を強化することで、学生や教員の認識を高め、実践的な教育プログラムを導入することが重要である。次に、「情報提供および説明責任」を徹底し、透明な情報開示を行うことで、ステークホルダーからの信頼を得る必要がある。最後に、「外部機関との連携」を強化し、国際的な協力体制を整えることで、効果的な解決策を見つけ、持続可能な社会の実現に向けて貢献することが求められる。これらの取り組みを通じて、大学はその社会的責任を果たし、持続可能な未来の構築に向けて重要な役割を果たすことが期待される。

第2節 本論文の課題

本論文における課題は「調査範囲が限定的であること」「解決策の具体性の欠如」という2点があげられる。本論文では主に日本、イギリス、アメリカの事例に焦点を当てているが、他の地域や国々の大学における社会的責任（USR）の取り組みが十分に網羅されていない。このため、全体的な国際比較が不十分となり、異なる文化や制度を持つ地域の大学の実情を十分に反映できていないという課題がある。また、使用されたデータの多くが質的なものであり、定量的なデータが不足していたため、具体的な数値に基づく評価や分析が難しかった。さらに、長期間にわたるデータ収集や影響の評価が行われていないため、提案の長期的な効果を十分に評価することができなかった。次に、解決策の具体性の欠如についてである。本論文で提案した解決策については、具体的な実施方法や詳細な事例が不足しているため、実際の応用に際しての具体的な指針が不明瞭である。提案した施策の詳細な実施手順が示されておらず、実行可能性がはっきりしないため、現場での実践には困難が生じる可能性がある。海外で活用されている事例をそのまま日本で行うだけでは何かしらの問題が発生すると考えられるが、そういった国ごとのちがいを踏まえていないため、不十分であると考えられる。また、成功事例の紹介が不足しているため、他の大学が参考にできる具体的なモデルケースが示されていない点も課題である。財源確保のための基金設立や資産運用についても、具体的な方法や戦略が明示されていないため、実際

の導入には不確定要素が多い。

文献一覧

1. アスマーク株式会社 (2022) 「日本・アメリカ・中国の SDGs に関する意識比較調査」
2. 一般社団法人 日本私立大学連盟 (2022) 「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード【第 1.1 版】」
3. 一般社団法人 日本私立大学連盟 (2021) 「私立大学のガバナンス改革に関する意見と提案」
4. 植草茂樹 (2006) 「大学が CSR に取り組むために -4-」 (最終閲覧日 2023/9/23) https://www.shidaikyo.or.jp/newspaper/online/2247/3_3.html
5. 苑復傑、清水康敬 (2007) 『大学教員の教育力強化とメディア活用』 メディア教育研究 第 4 巻 第 1 号
6. 加賀谷哲之 (2023) 『サステナビリティ開示の拡充とその影響』 月刊資本市場 (No. 450)
7. 株式会社リブタス・コンサルティング (2016) 「平成 27 年度 開かれた大学づくりに関する調査研究」
8. 川村 雅彦 (2009) 「日本における CSR の系譜と現状」 <https://www.nli-research.co.jp> (最終閲覧日 2024/10/8)
9. 北場 林 (2015) 「米国大学における財務状況の分析」
10. 北川文美 (2016) 「英国における大学の地域連携 1997-2016 -20 年間の政策、大学戦略とマネジメント」 産学連携学 Vol. 13 No. 1
11. 経済産業省大学連携推進室 (2015) 「諸外国における人材育成分野の産学連携取組事例」 pp. 1-3
12. 国連連合開発センター 「2030 アジェンダ」 https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/ (最終閲覧日 2023/9/23)
13. 厚生労働省 「CSR (企業の社会的責任)」 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/csr.html> (最終閲覧日 2024/10/8)
14. 五神 真 (2019) 「東大がついに本気を出した産学連携の中身」 PRESIDENT Online <https://president.jp/articles/-/28322?page=3> (最終閲覧日 2024/11/8)
15. 小藤康夫 『私立大学の会計情報を読む』 創成社 pp. 30-58
16. 佐藤千津 「教師教育の多様化政策とその展開 -イギリスの『学校における教員養成』の場合-」
17. 私立大学社会的責任 (USR) 研究会 (2006) https://www.shidaikyo.or.jp/newspaper/online/2243/3_3.html (最終閲覧日 2024/10/8)
18. 社団法人日本私立大学連盟 開示システム委員会 (2004) 「私立大学における情報の開示」 p. 10
19. 鈴木久米男 (2019) 『カナダ・オンタリオ州での教員等の養成・研修における教育関係機関の役割』 岩手大学教育学部研究年報 第 79 巻 pp. 34-35
20. 谷本寛治 (2020) 『企業と社会』
21. 田原 英俊 「サステナビリティ情報開示の動向」 PwC <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202205/38-01.html>

(最終閲覧日 2024/11/8)

22. 東京商工業会議所 (2005) 『企業の社会的責任 (CSR)』 についてのアンケート調査 p. 29
23. 内閣府 第1節 日本経済とグローバル化 <https://www.cao.go.jp> (最終閲覧日 2024/10/8)
24. 内閣府政策統括官 (科学技術・イノベーション担当) (2020) 「令和元年度 イノベーション人材の流動化に係る要因調査」 pp. 51-53
25. 内閣府政府広報室 (2014) 『『持続可能な開発のための教育 (ESD) に関する世論調査』の概要』
26. 中村繭子 『アメリカの大学におけるFDの最前線』 名古屋大学大学院文学研究科 教育研究推進室年報 Vol. 3
27. 野村総合研究所 (2022) 「令和3年度産業経済研究委託事業 (官民による若手研究者発掘支援事業におけるEBPMの検討) 調査報告書」 pp. 140-153
28. ミッチェル・リカード、チャールズ・ホプキンス、野口扶美子、角屋重樹 「各地域におけるESDの現状と課題についての発表」 pp. 20, 29
29. 文部科学省 (2014) 「大学のガバナンス改革の推進について (審議まとめ) の概要」
30. 文部科学省 (2015) 「平成27年度 開かれた大学づくりに関する調査研究」
31. 文部科学省 (2018) 「寄附に係る基礎資料」 p. 7
32. 文部科学省 「2. 産学官連携の課題」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/attach/1330955.html (最終閲覧日 2024/11/8)
33. 文部科学省 (2021) 「私立学校ガバナンス改革に関する対応方針」
34. 文部科学省 「持続可能な開発のための教育」
<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.html> (最終閲覧日 2023/9/23)
35. 文部科学省 科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課 (2022) 「大学等における産学連携等実施状況について」
36. リベラルアーツ大学 (2022) 「【世界最高峰の大学に学ぶ】ハーバード大学のポートフォリオについて解説」 <https://liberaluni.com/harvard-university> (最終閲覧日 2024/11/8)
37. 山崎慎一、林透、深野政之 (2019) 「日米比較研究から見る総合的な学術能力の開発に資するFDの構築」 大学アドミニストレーション研究 第10号
38. Harvard Management Company <https://www.hmc.harvard.edu/> (最終閲覧日 2024/11/8)
39. Innovate UK <https://iuk-ktp.org.uk/> (最終閲覧日 2024/11/8)
40. JSPS London (2013) 元京都大学産官学連携本部欧州オフィス 「日英における産学連携の現状と展望」 pp. 3-6
41. Lina Gomez-Vasquez, Beatriz Morales, Juan Carlos Vadi Fantauzzi (2014) 『University Social Responsibility: A Social Transformation of Learning』
42. Liberal University. (n.d.). Harvard University.
<https://liberaluni.com/harvard-university> (最終閲覧日 2024/11/8)
43. NSF IUCRC <https://iucrc.nsf.gov/> (最終閲覧日 2024/11/8)

44. Principle for Responsible Management Education <https://www.unprme.org/> (最終閲覧日 2023/11/8)
45. PRME (2024) SHARING INFORMATION ON PROGRESS (SIP) PREVIEW
46. PRME (2024) 「Introducing the 2024-2025 PRME Champions」
<https://www.unprme.org/news/introducing-the-2024-2025-prme-champions/> (最終閲覧日 2024/11/8)
47. PwC(2020) 『PwC's View 特集 サステナビリティ情報開示』 p.9
48. QS TOPUNIVERSITIES <https://www.topuniversities.com/> (最終閲覧日 2023/11/8)
49. Reiser, J. (2007) Managing University Social Responsibility (USR)
"International Sustainable Campus Network: Best Practices - Future Challenges" (p. 2). Zurich, Switzerland
50. Shek, D. T. L., & Hollister, R. M. (2017) 「Social Responsibility: Conceptualization and an Assessment Framework」
51. study LABO (2021) 「大学教育の向上を目指す取り組み【FD】とは？ 教育学部の研究テーマにも！ 学生が参加する『学生FD』も」 <https://studyu.jp/feature/select/fd/>
(最終閲覧日 2023/11/8)
52. Times Higher Education <https://www.timeshighereducation.com/> (最終閲覧日 2023/11/8)
53. United Nations Global Compact Japan Network. 「CSR 調達用語集」
<https://www.ungecn.org/objective/procurement/word.html> (最終閲覧日 2024/10/8)
54. Vasilescu, R., Barna, C., Epure, M., & Baicu, C. (2010) 「Developing university social responsibility: A model for the challenges of the new civil society」 *Procedia-Social and Behavioral Sciences*, 2(2), 4178-4179.